

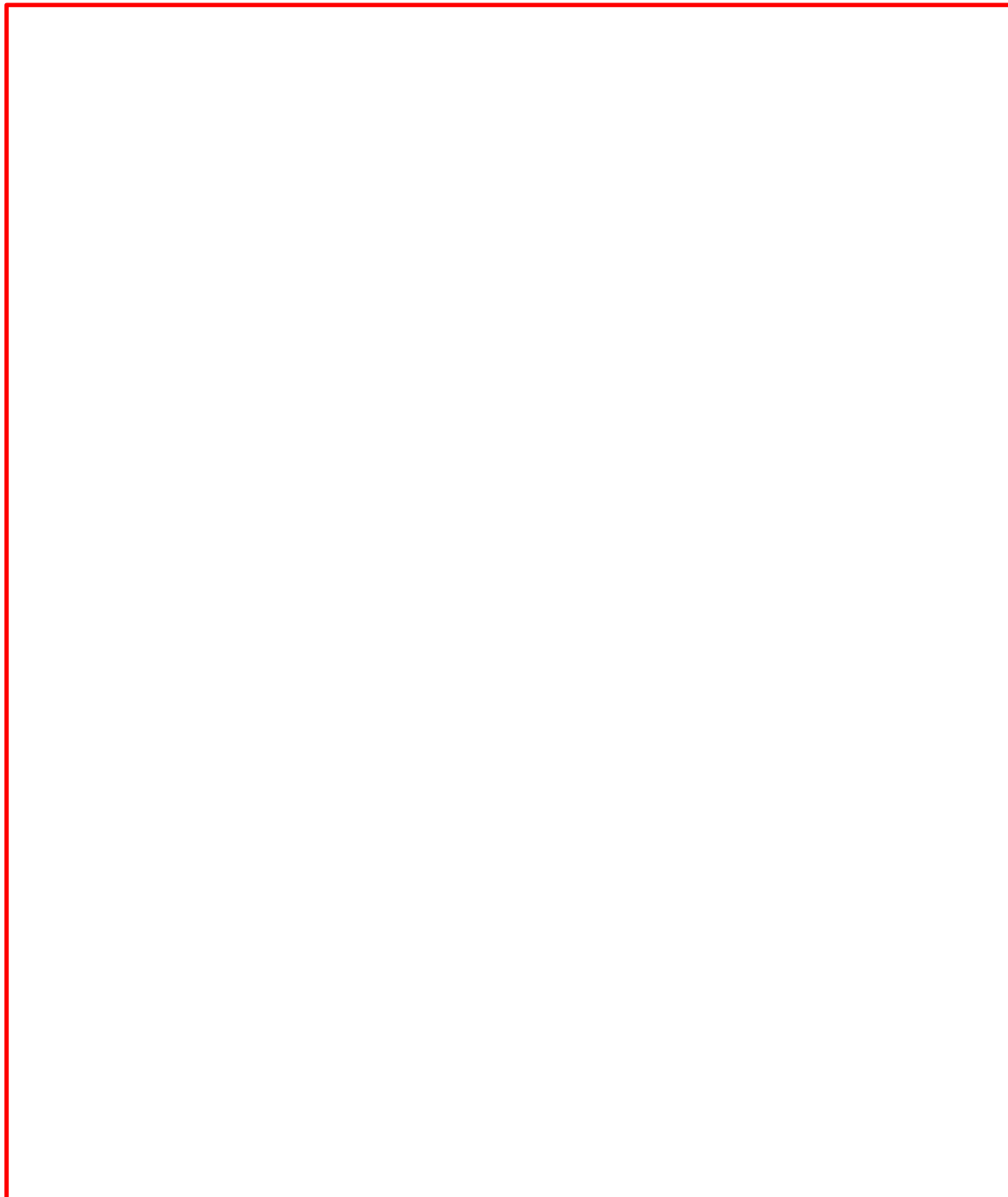
邑楽町 男女共同参画推進計画

令和7年度～令和11年度

計画案

令和 年 月
邑楽町

はじめに



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 男女共同参画社会とは	2
3 男女共同参画に関する動き	3
4 計画の位置付け	5
5 計画の期間	6
6 計画の策定体制	7
第2章 男女共同参画を取り巻く町の状況	8
1 統計から見える状況	8
2 アンケート調査結果概要	16
3 主な調査結果	17
4 アンケート結果から見える課題	32
5 町民の意識からみる計画の方向性	35
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 計画の基本理念	36
2 S D G s（持続可能な開発目標）の推進	37
3 男女共同参画社会基本法	38
4 計画の基本目標	39
5 計画の体系	40
第4章 具体的な取組	41
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	41
2 あらゆる分野における女性の参画拡大	43
3 安全・安心な暮らしの充実	45
第5章 計画の推進	49
1 計画の推進体制	49
2 計画の進行管理	49
資料編	50
1 計画の策定経過	50
2 邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会設置要綱	51
3 邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会委員名簿	52
4 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱	53
5 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会委員名簿	54
6 男女共同参画社会基本法	55
7 群馬県男女共同参画推進条例	61
8 調査票	65

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担いながら政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会を「男女共同参画社会」といいます。

「男女共同参画社会」の実現に向け 20 世紀後半以降、国連の先駆的な取組を契機に女性政策が世界各国に浸透し、大きな進展を遂げました。国内では、昭和 60 年の女子差別撤廃条約の批准を受けて法や制度の整備が進められ、平成 11 年には男女共同参画社会基本法が制定されました。翌平成 12 年には、重点分野ごとに成果目標が設定された「(第 1 次) 男女共同参画基本計画」が策定され、令和 2 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」の閣議決定に至っています。

平成 27 年には「女性活躍推進法」が成立し、あらゆる分野での女性の活躍を推進するための法整備が行われました。また、同年、国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、その中の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。国内でも、女性の指導的地位に占める割合について「2020 年 30%」の目標を設定し、女性の参画拡大を期待してきました。しかし、世界経済フォーラムが毎年発表している女性と男性の格差を示すジェンダーギャップ指数における我が国の 2024 年の順位は、前年から 7 位上昇したものの 146 か国中 118 位と低位に留まり、特に政治や経済分野での達成は十分ではありませんでした。

ジェンダーギャップ指数の順位

	2024 年	2023 年
総合	118	125
政治	113	138
経済	120	123
教育	72	47
健康	58	59

これは、我々の社会に、性別による固定的な役割分担の意識や無意識の思い込みが、依然強固に残されている結果であるといえます。

邑楽町では、「男女共同参画は女性の人権に関わる重要なテーマである」との認識のもと、令和 5 年 3 月に策定した「第 2 次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」において、「邑楽町男女共同参画推進計画の策定」を今後の取組のひとつに据えました。町では今回初めての男女共同参画推進計画を策定し、幅広い町民が参画できる社会を目指すにあたっては、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や、女性の指導的地位への参画促進、配偶者等からの暴力の根絶など、多くの課題に取り組む必要があります。これらの課題に対応するため、町全体での取組を推進するとともに、男女共同参画社会の重要性を再認識し、初めての「邑楽町男女共同参画推進計画」を策定しました。

2 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画が達成された社会（男女共同参画社会）を次のとおり規定しています。

- 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会（前文）
- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（第2条）

この条文の中の「参画」とは単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加することを現しています。

すなわち、家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会です。

また、現在では、社会において尊重されるべき存在は「男女」に限定されません。同法第13条の規定に基づき、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、冒頭の「基本的な方針」のなかで、

- 男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。

と、記載されています。

すなわち、男女共同参画社会とは、男性、女性だけでなく、年齢や障がいの有無、国籍、性的指向・性自認などを異にするさまざまな人が、互いに認め合い、責任を分かち合いながら暮らしていける社会です。

3 男女共同参画に関する動き

本計画の策定を規定する男女共同参画社会基本法制定以降の男女共同参画に関する動きは次のとおりです。

年	世界	国	群馬県	邑楽町
平成 11 (1999) 年		「男女共同参画社会基本法」公布		
平成 12 (2000) 年		「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」公布		
平成 13 (2001) 年		内閣府に「男女共同参画局」設置 「DV防止法」制定	「ぐんま男女共同参画プラン」策定	
平成 16 (2004) 年			「群馬県男女共同参画推進条例」制定	
平成 17 (2005) 年		「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成 18 (2006) 年			「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「ぐんまDV対策基本計画」策定	
平成 19 (2007) 年		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「男女雇用機会均等法」改正		
平成 21 (2009) 年		「育児・介護休業法」改正	「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」設置 「ぐんまDV対策基本計画（第2次）」策定	
平成 22 (2010) 年		「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成 23 (2011) 年	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）」発足		「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」策定	

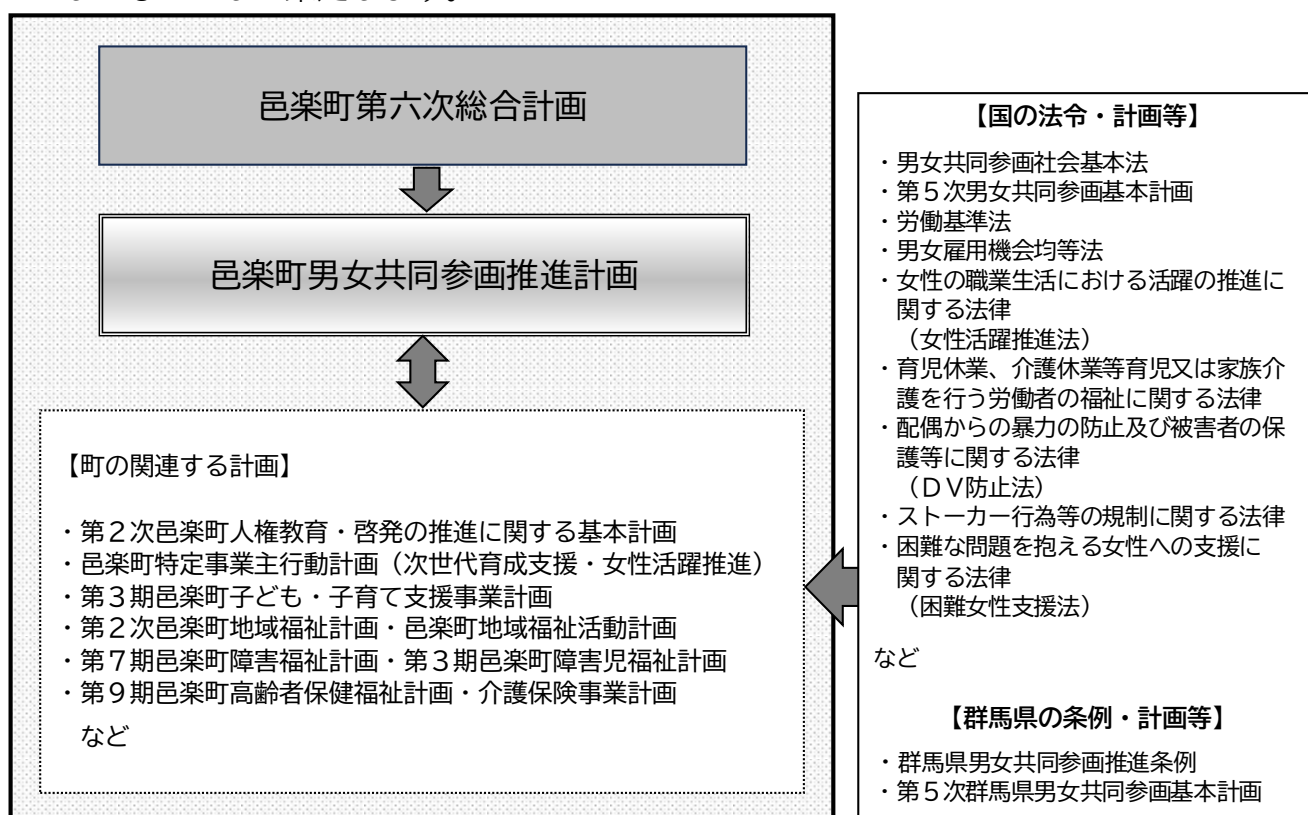
第1章 計画策定にあたって

年	世界	国	群馬県	邑楽町
平成 25 (2013) 年		「DV防止法」改正		「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」策定
平成 26 (2014) 年			「第3次ぐんまDV対策基本計画」策定	
平成 27 (2015) 年	SDGs採択 5番目のゴールに 「ジェンダー平等」 を設定 	「女性活躍推進法 ※」公布 ※令和7年度末まで の時限立法 「第4次男女共同参 画基本計画」閣議決 定	「群馬県男女共同参 画社会づくり功労者 表彰」「ぐんま輝く 女性表彰」制度化	
平成 28 (2016) 年			「群馬県男女共同参 画基本計画（第4 次）」策定	
平成 30 (2018) 年		「政治分野における 男女共同参画の推進 に関する法律」公布		
令和元 (2019) 年		「女性活躍推進 法」・「DV防止法」 改正	「第4次ぐんまDV 対策基本計画」策定	
令和2 (2020) 年		「第5次男女共同参 画基本計画」閣議決 定		
令和3 (2021) 年			「第5次群馬県男女 共同参画基本計画」 策定	「人権問題に関する 町民意識調査」実施
令和4 (2022) 年		「困難な問題を抱え る女性への支援に関 する法律」公布		
令和5 (2023) 年				「第2次邑楽町人権 教育・啓発の推進に 関する基本計画」策 定
令和6 (2024) 年			「第5次ぐんまDV 対策推進計画及び困 難な問題を抱える女 性への支援計画※」 策定 ※令和8年度より、 「第6次群馬県男 女共同参画基本計 画」に統合予定	「男女の意識の現状 に関する調査」実施

4 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

また、「男女雇用機会均等法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」などの関連法令や計画の理念を踏まえるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定された「市町村基本計画」並びに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に規定された「市町村基本計画」を一体化したものととして策定します。



5 計画の期間

邑楽町男女共同参画推進計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

また、国・県の計画も含めた期間図は下記のとおりです。

【本計画及び国・県計画の期間】

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
本町						邑楽町男女共同参画推進計画 (本計画)				
群馬県	第4次 計画	第5次群馬県男女共同参画基本計画								
国	第4次 計画	第5次男女共同参画基本計画								

6 計画の策定体制

(1) 「男女の意識の現状に関する調査」の実施

本計画の策定に先立ち、町民の方々の男女共同参画に関する意識や現状を把握するための基礎データを集めるため、令和6年1月5日（金）から1月31日（水）にかけてアンケート調査を実施しました。

調査対象は、邑楽町在住の満18歳以上の人の中から2,000人を対象としました。

(2) 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会の設置

行政内部の検討・調整機関として「邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会」を設置し、計画の検討を行いました。

(3) 邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会の設置

邑楽町では、より実効性の高い計画策定を目指し、町内の企業や団体等の代表者、学識経験者、人権擁護委員など、各方面の有識者が委員として参画した、邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会にて議論を行いました。

(4) パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定の過程における公正の確保と透明性の向上とともに、町民の町政への参画を促進することを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

※令和7年1月から2月にかけて実施

第2章 男女共同参画を取り巻く町の状況

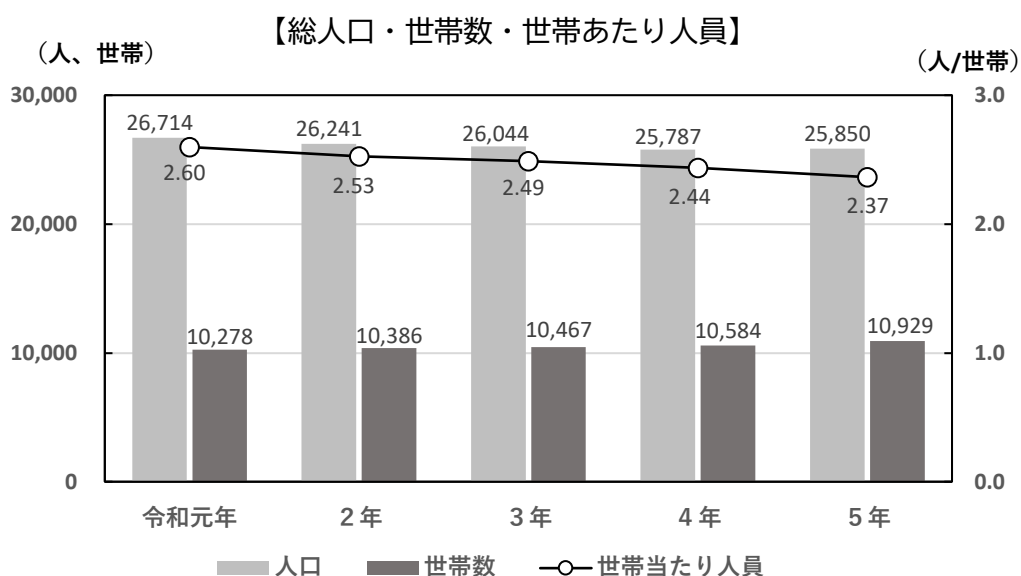
1 統計から見える状況

(1) 総人口と世帯数の推移

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年の総人口は25,850人で、令和元年から864人減少しています。

一方、世帯数については増加傾向で推移しており、令和5年の世帯数は10,929世帯で、令和元年から651世帯増加しています。

また、世帯当たりの人員については、単身世帯増加の影響もあると思われ、減少傾向に推移しています。



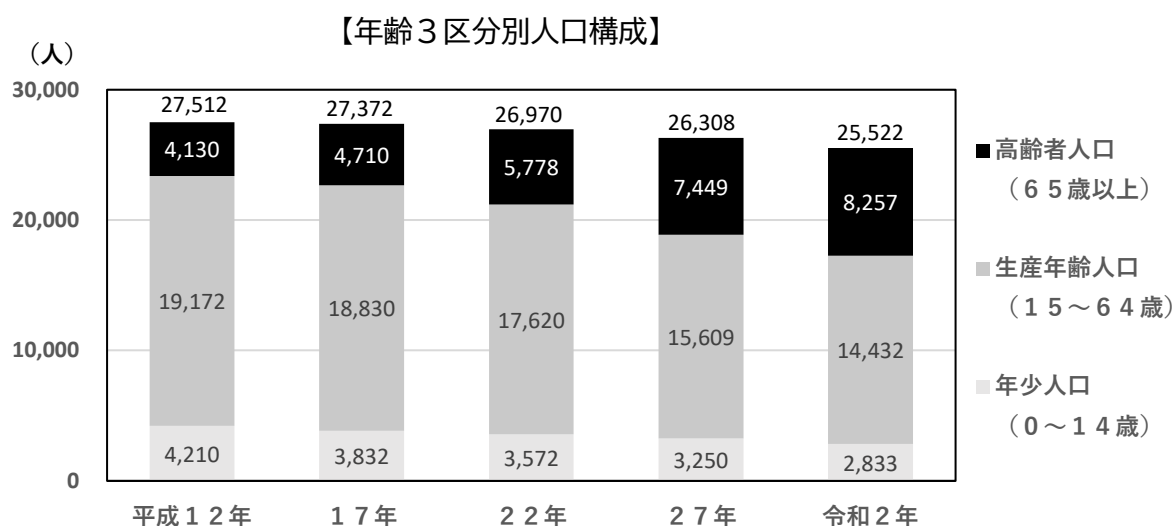
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人員 (人)
令和元年	26,714	10,278	2.60
令和2年	26,241	10,386	2.53
令和3年	26,044	10,467	2.49
令和4年	25,787	10,584	2.44
令和5年	25,850	10,929	2.37

資料：住民保険課（各年10月1日）

(2) 年齢3区分人口構成

本町の平成12年以降の年齢3区分人口の推移を見ると、15歳未満の年少人口と15～64歳までの生産年齢人口は減少傾向にあります。

一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年時点では総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、32.4%となっています。



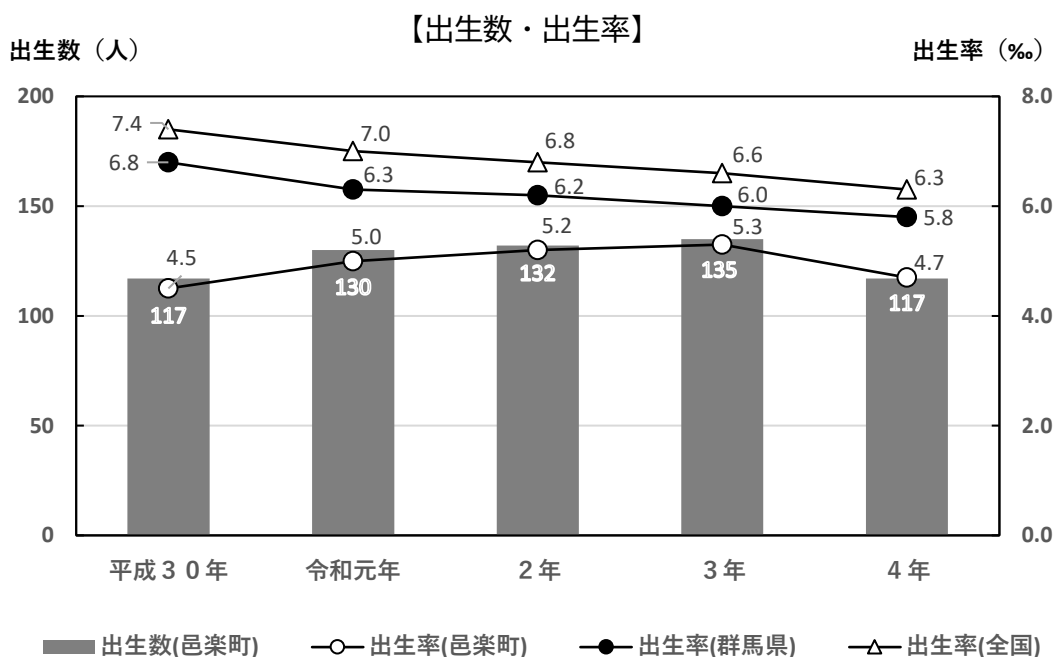
	0～14歳 [年少人口] (人)	15～64歳 [生産年齢人口] (人)	65歳以上 [高齢人口] (人)	計 (人)
平成12年	4,210	19,172	4,130	27,512
平成17年	3,832	18,830	4,710	27,372
平成22年	3,572	17,620	5,778	26,970
平成27年	3,250	15,609	7,449	26,308
令和2年	2,833	14,432	8,257	25,522

資料：国勢調査（各年10月）

(3) 邑楽町の出生の状況

本町の出生の状況は、令和4年では117人と、前年よりも18人減少しています。また、平成30年と比較すると同数となっています。

出生率については、平成30年から令和4年にかけて、群馬県・全国の値よりも下回って推移しています。



	出生数（邑楽町） （人）	出生率※（‰）		
		邑楽町	群馬県	全国
平成30年	117	4.5	6.8	7.4
令和元年	130	5.0	6.3	7.0
令和2年	132	5.2	6.2	6.8
令和3年	135	5.3	6.0	6.6
令和4年	117	4.7	5.8	6.3

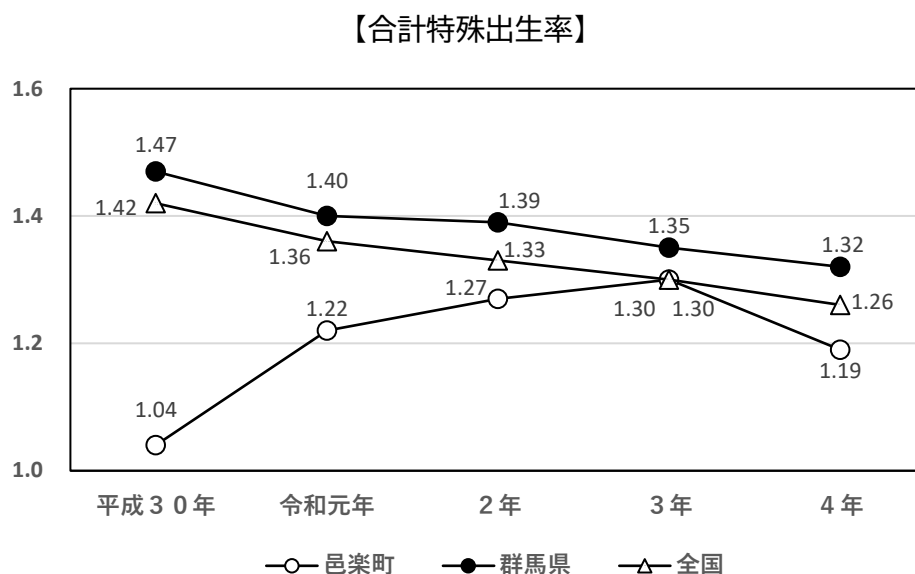
資料：群馬県人口動態統計

※出生率は、人口千人あたりの出生数で、単位は「‰（パーミル：千分率）」。

（４）邑楽町の合計特殊出生率の状況

本町の合計特殊出生率※を見ると、令和4年では1.19と前年よりも0.11減少しています。一方、平成30年と比較すると、0.15増加しています。

また、国・群馬県と比較すると、平成30年から令和4年にかけて、国・県よりも下回って推移している状況となっています。



	邑楽町	群馬県	全国
平成30年	1.04	1.47	1.42
令和元年	1.22	1.40	1.36
令和2年	1.27	1.39	1.33
令和3年	1.30	1.35	1.30
令和4年	1.19	1.32	1.26

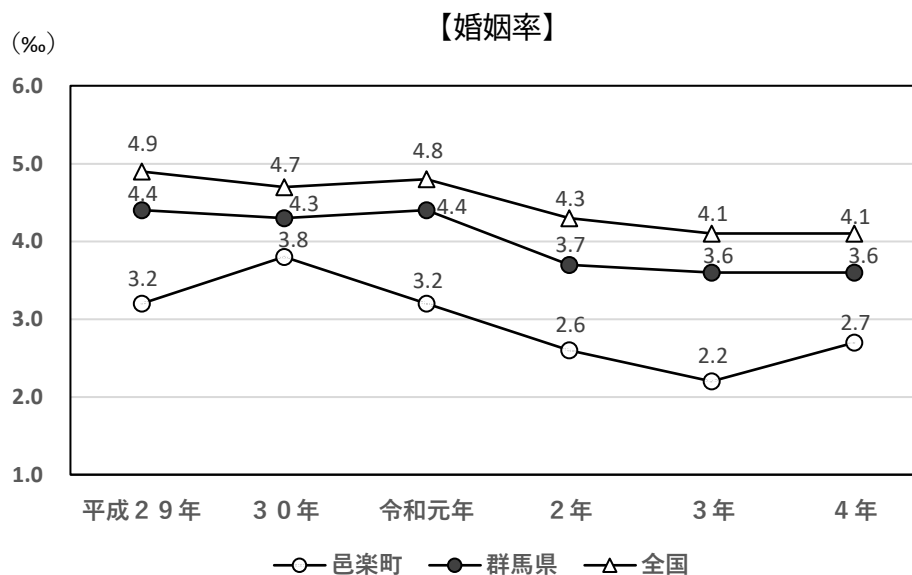
資料：群馬県人口動態統計

※合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの。一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。

(5) 婚姻率の状況

本町の婚姻率※は、令和4年では2.7と前年よりも0.5ポイント増加しています。

また、国・群馬県と比較すると、平成29年から令和4年にかけて、国・県よりも下回って推移している状況となっています。



	邑楽町(‰)	群馬県(‰)	全国(‰)
平成29年	3.2	4.4	4.9
平成30年	3.8	4.3	4.7
令和元年	3.2	4.4	4.8
令和2年	2.6	3.7	4.3
令和3年	2.2	3.6	4.1
令和4年	2.7	3.6	4.1

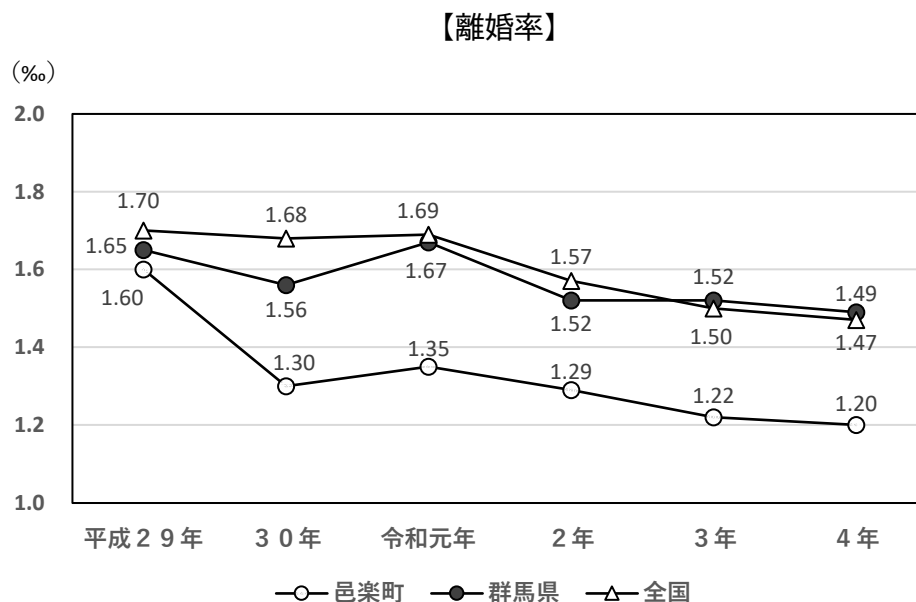
資料：群馬県人口動態統計

※婚姻率は人口千人に対する婚姻件数の割合。‰（パーミル）で表される。

(6) 離婚率の状況

本町の離婚率※は、令和4年では1.20と前年よりも0.02ポイント減少しています。

また、国・群馬県と比較すると、平成29年から令和4年にかけて、国・県よりも下回って推移している状況となっています。



	邑楽町(‰)	群馬県(‰)	全国(‰)
平成29年	1.60	1.65	1.70
平成30年	1.30	1.56	1.68
令和元年	1.35	1.67	1.69
令和2年	1.29	1.52	1.57
令和3年	1.22	1.52	1.50
令和4年	1.20	1.49	1.47

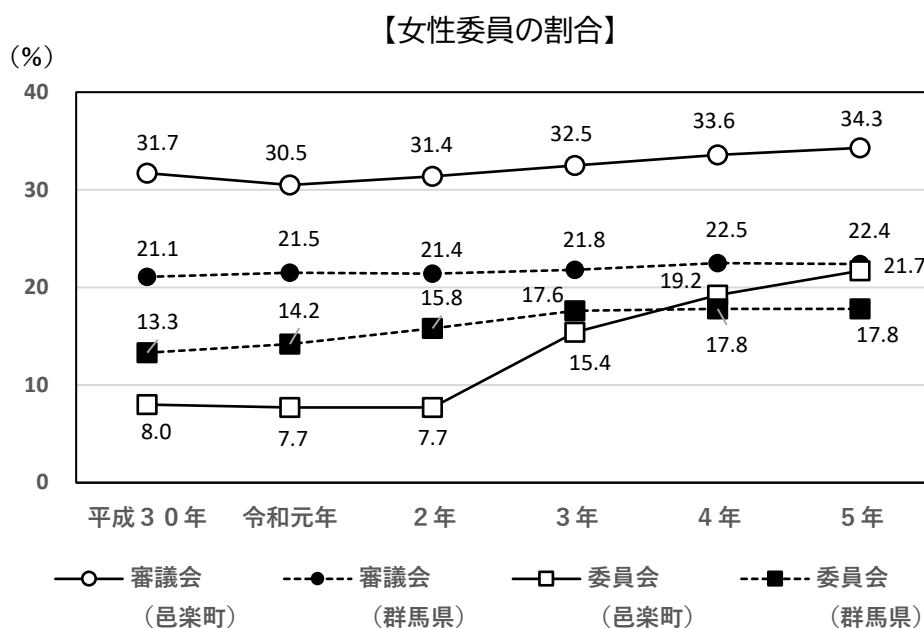
資料：群馬県人口動態統計

※離婚率は人口千人に対する離婚件数の割合。‰（パーミル）で表される。

(7) 審議会・委員会における女性委員の状況

本町の審議会委員に占める女性委員の割合は、令和元年以降年々上昇しており、令和5年には34.3%となっています。また、委員会委員に占める女性委員の割合は、令和2年までは10%未満でしたが、その後上昇傾向となり、令和5年には21.7%となっています。

群馬県内の市町村の平均と比較すると、令和5年において、審議会、委員会のいずれも本町の女性委員の割合は高くなっています。



	審議会 (%)		委員会 (%)	
	邑楽町	群馬県 市町村平均	邑楽町	群馬県 市町村平均
平成30年	31.7	21.1	8.0	13.3
令和元年	30.5	21.5	7.7	14.2
令和2年	31.4	21.4	7.7	15.8
令和3年	32.5	21.8	15.4	17.6
令和4年	33.6	22.5	19.2	17.8
令和5年	34.3	22.4	21.7	17.8

資料：男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況」

(8) 群馬県における女性参画の状況

群馬県の女性参画の状況については、「県の審議会等委員」は女性割合が 37.6%と全国でも上位に位置していますが、「市町村の審議会等委員」「自治会長に占める女性の割合」については全国最下位の状況です。特に「自治会長に占める女性の割合」は、全体の 1.1%となっています。

区分				
	議員・ 委員人数	女性議員・ 委員人数	女性割合	全国順位
①群馬県議	50 人	7 人	14.0%	25 位
②市議	283 人	47 人	16.6%	23 位
③町村議	263 人	33 人	12.5%	29 位
④県の審議会等委員	689 人	259 人	37.6%	13 位
⑤市町村の審議会等委員	10,262 人	2,315 人	22.6%	47 位
⑥自治会長に占める女性の割合	2,427 人	27 人	1.1%	47 位
⑦県防災会議の委員	53 人	10 人	18.9%	24 位

資料：内閣府「都道府県別全国女性の参画マップ〔2024 年 6 月作成〕」

(①～③は 2023 年 12 月 31 日時点、④～⑦は 2023 年 4 月 1 日時点)

2 アンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

「邑楽町男女共同参画推進計画」の計画策定に向けて基礎データを集めるため、町民の男女共同参画に関する意識や現状を伺うアンケート調査（男女の意識の現状に関する調査）を実施しました。

(2) 調査の設計

項目	内容
調査期間	令和6年1月5日(金)～ 1月31日(水)
調査対象	邑楽町にお住まいで、満18歳以上の人の中から、年代別に無作為に抽出した2,000人を対象
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収及びインターネット（URL、QRコード）による回答

(3) 回収結果

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000 件	762 件 (内 web 189 件)	761 件	38.1%

(4) 調査結果の見方

- ① 単数回答の設問における各選択肢の回答割合（構成比）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率(%)で示しています。各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、構成比の合計は100%にならない場合があります。
- ② 複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率(%)で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ③ 図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。

3 主な調査結果

※ 調査結果については、アンケート調査の全 34 問より、抜粋して掲載しています。

(1) 男女共同参画社会の意識について

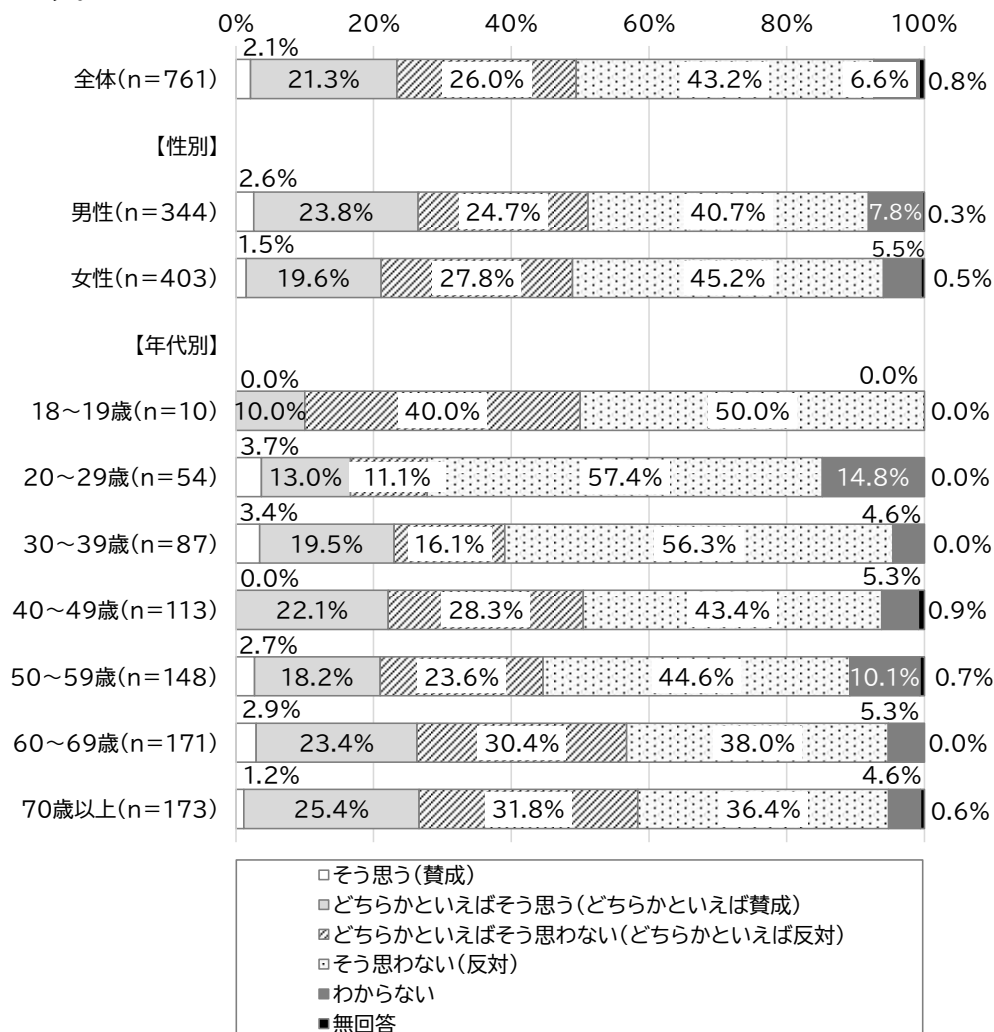
1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。(1つに○)

〈男女の意識の現状に関する調査：問8〉

「男は仕事、女は家庭」という考え方について思うことでは、「そう思う（賛成）」「どちらかといえばそう思う（どちらかといえば賛成）」を合わせた『そう思う（賛成）（以下同様）』は、23.4%となっています。

一方、「どちらかといえばそう思わない（どちらかといえば反対）」「そう思わない（反対）」を合わせた『そう思わない（反対）（以下同様）』は、69.2%となっています。

また、性別でみると、『そう思う』は、「女性」よりも「男性」が 5.3 ポイント多くなっており、年代別でみると、若い人ほど『そう思わない』の割合が高い傾向となっています。

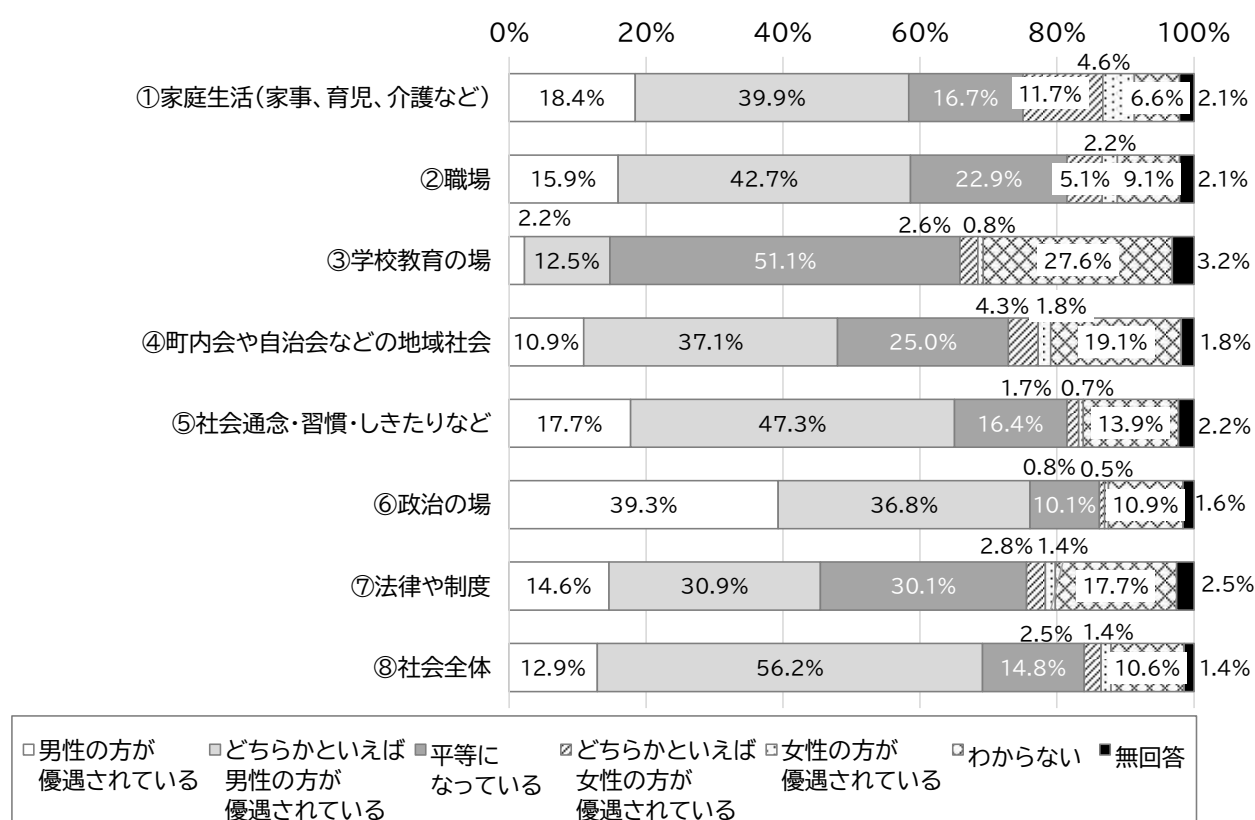


2) あなたは、次の①～⑧の場面や分野で、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。(それぞれ1つに○)

〈男女の意識の現状に関する調査：問9〉

男女の地位についての「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている（以下同様）』では、「⑥政治の場」が76.1%と最も多く、次いで「⑧社会全体」が69.1%、「⑤社会通念・習慣・しきたりなど」が65.0%となっています。

一方、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が優遇されている」を合わせた『女性の方が優遇されている（以下同様）』では、「①家庭生活（家事、育児、介護など）」が16.3%と最も多く、次いで「②職場」が7.3%、「④町内会や自治会などの地域社会」が6.1%となっています。



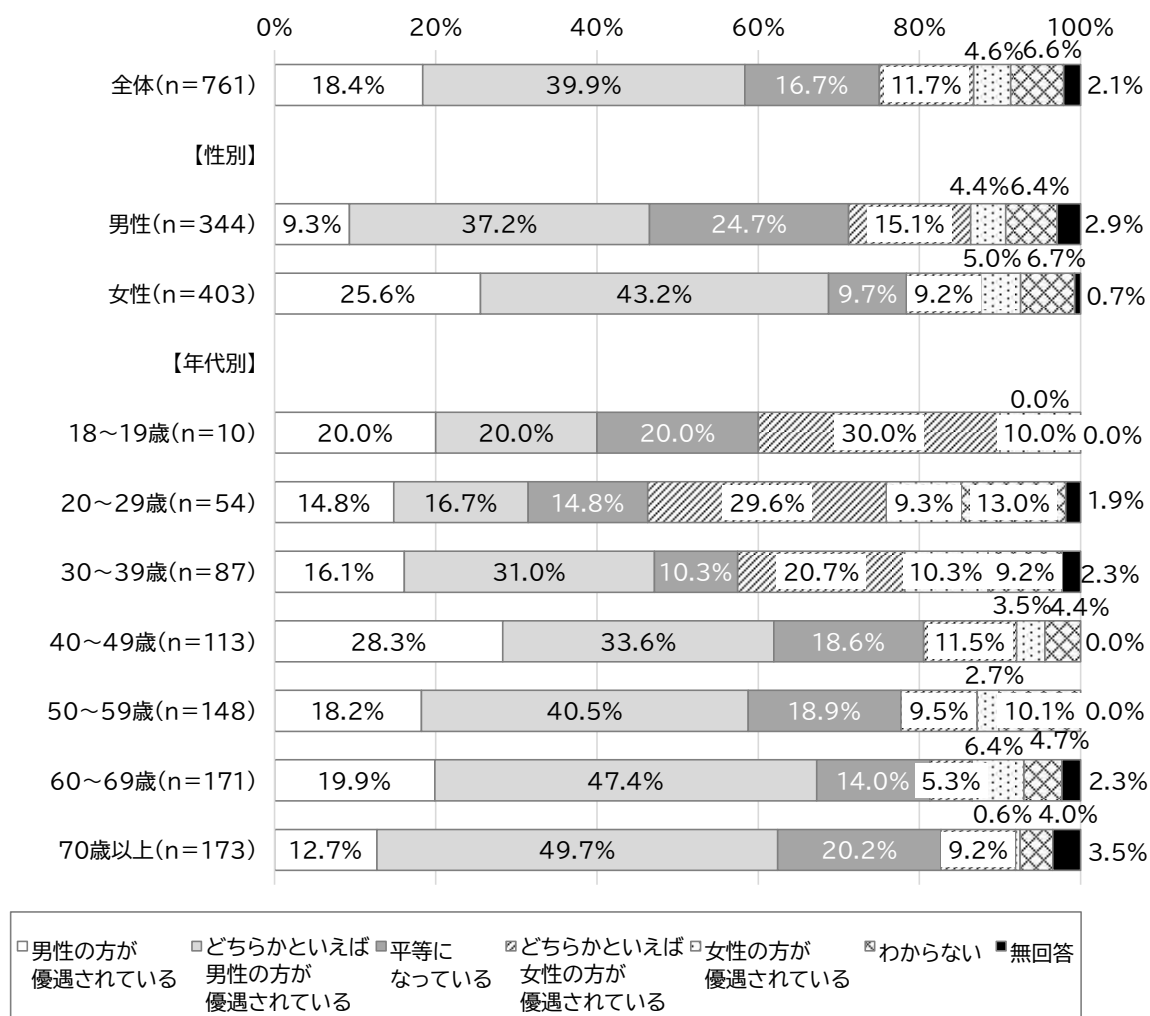
※この中で『①家庭生活』『⑦法律や制度』『⑧社会全体』の3項目についてが、男女間での〈男性の方が優遇されている／女性の方が優遇されている〉の優遇の感じる差が15ポイント以上ありました。

次頁以降で、3つ項目にて、男女・世代別の集計をまとめます。

2) -①家庭生活(家事、育児、介護など)での、性別・年齢別の回答

性別でみると、『男性の方が優遇されている』は、「男性」よりも「女性」が 22.3 ポイント多くなっています。

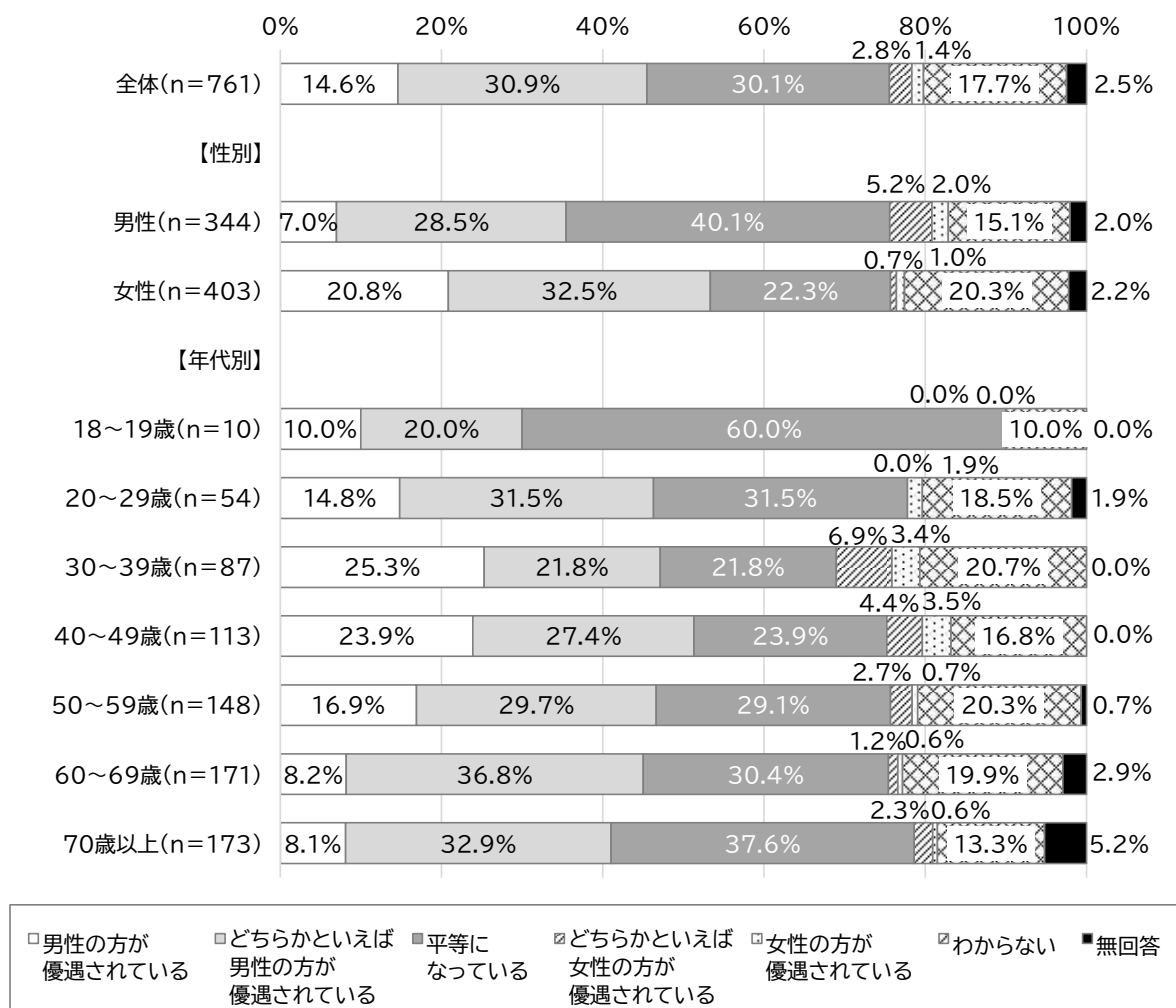
年代別でみると、『男性の方が優遇されている』は、『40 歳以上』で6割となっています。また、『女性の方が優遇されている』は、「20～29 歳」が約4割となっています。



2) -⑦法律や制度

性別でみると、『男性の方が優遇されている』は、「男性」よりも「女性」が17.8ポイント多くなっています。

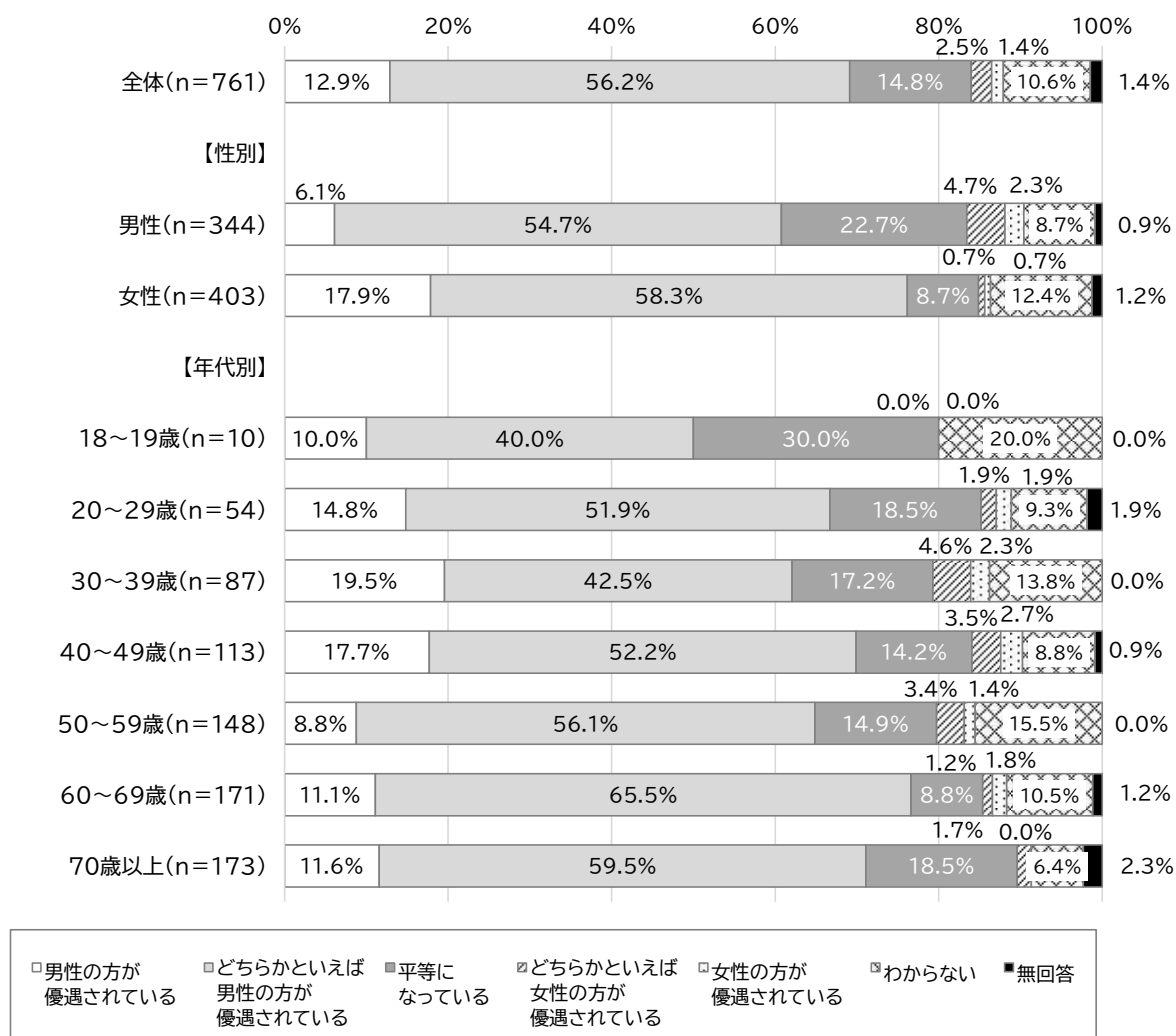
年代別でみると、『男性の方が優遇されている』は、「40～49 歳」が5割を超えています。



2) -⑧社会全体

性別でみると、『男性の方が優遇されている』は、「男性」よりも「女性」が 15.4 ポイント多くなっています。

年代別でみると、『男性の方が優遇されている』は、『60 歳以上』で7割を越えています。



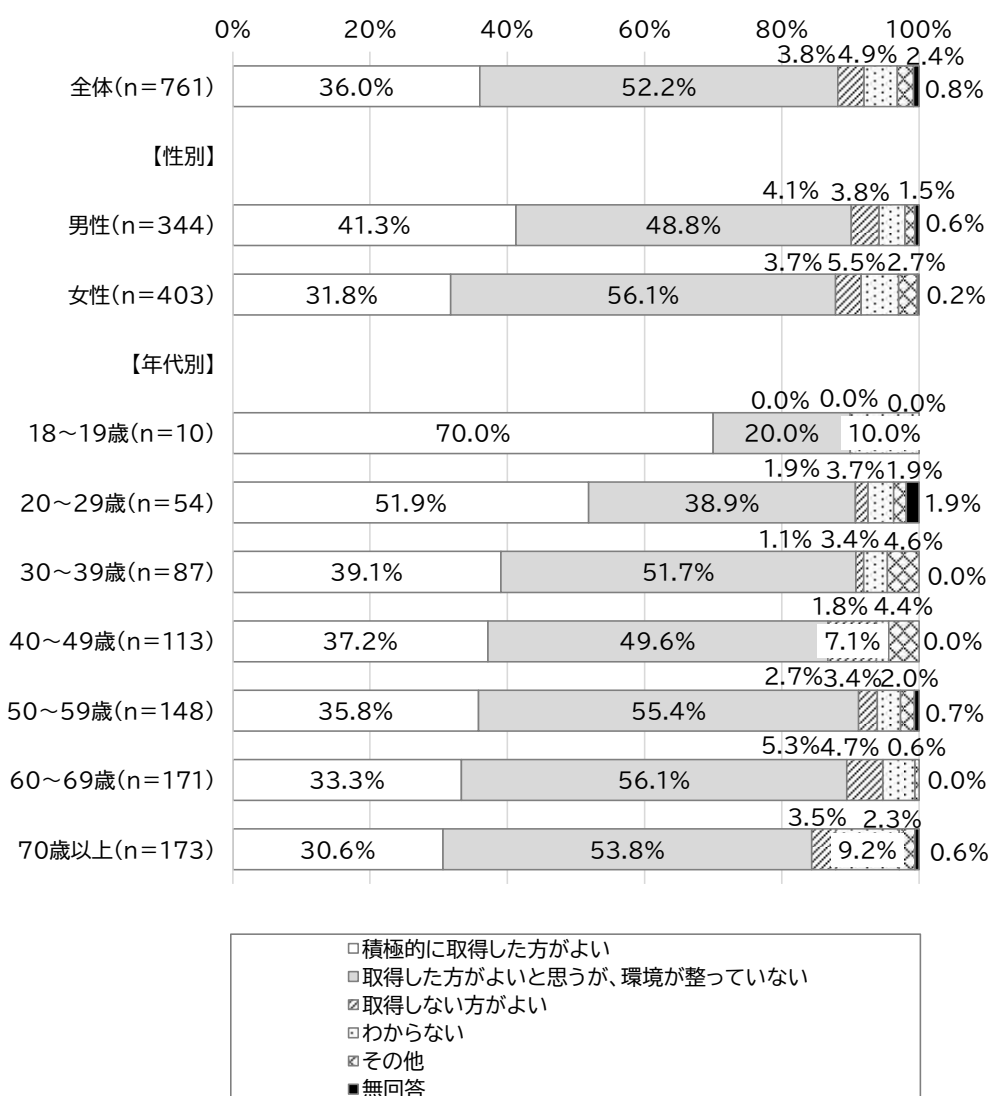
3) あなたは、男性の育児休業・介護休業の取得について、どのように思いますか。(それぞれ1つに○)

〈男女の意識の現状に関する調査：問13-（1）・問13-（2）〉

育児休業

男性の育児休業の取得については、「取得した方がよいと思うが、環境が整っていない」が52.2%と最も多く、次いで「積極的に取得した方がよい」が36.0%となっています。

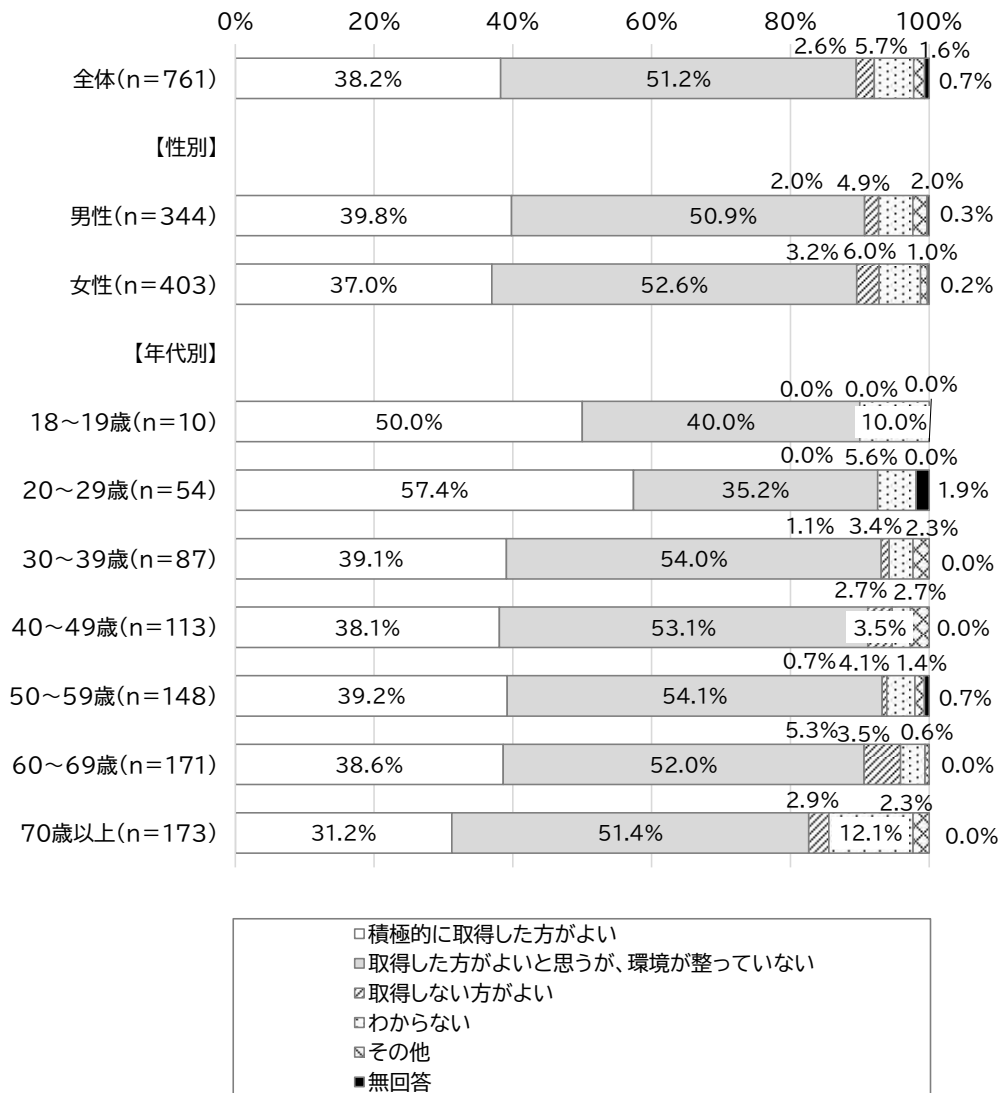
また、性別でみると、「積極的に取得した方がよい」では、「女性」よりも「男性」が9.5ポイント多くなっており、年代別でみると、若い人ほど「積極的に取得した方がよい」の割合が高い傾向となっています。



介護休業

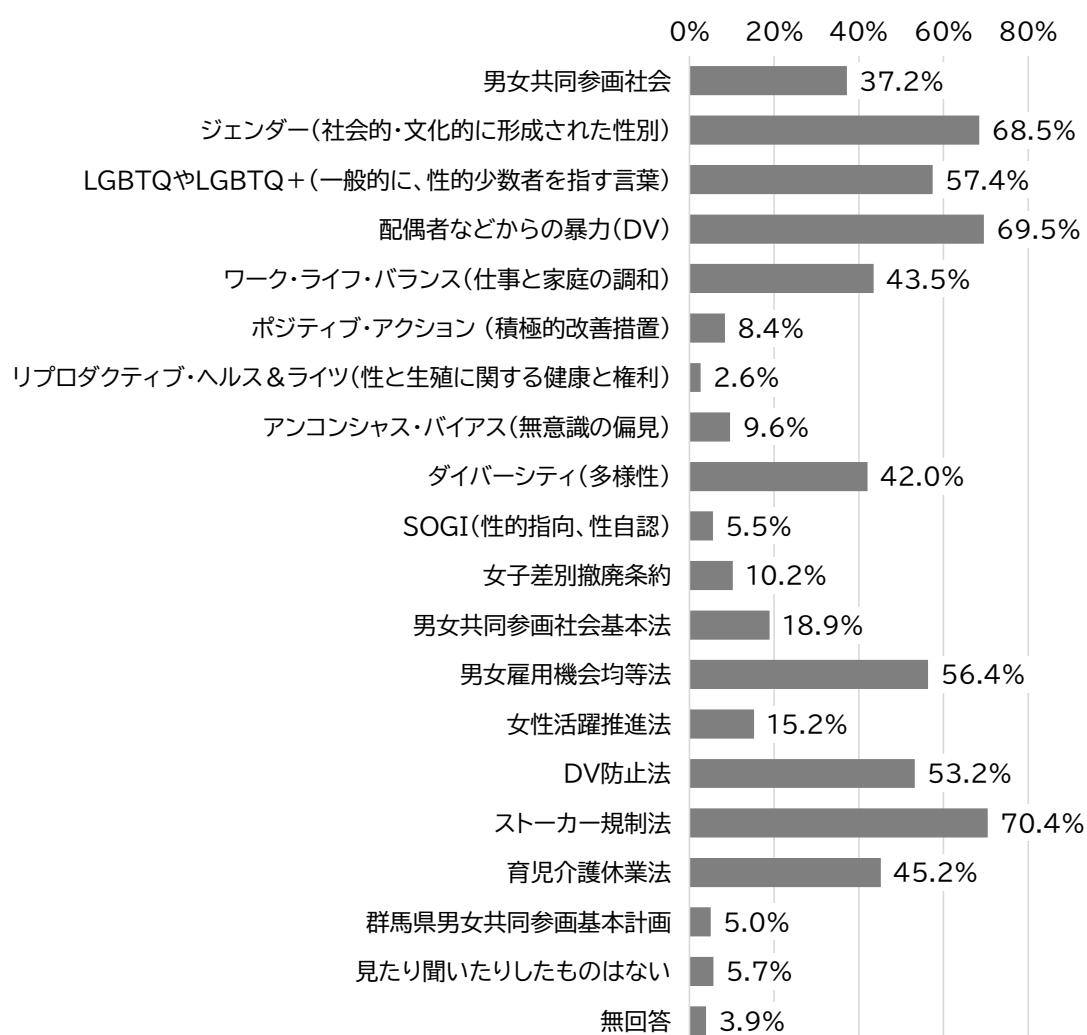
男性の介護休業の取得については、「取得した方がよいと思うが、環境が整っていない」が51.2%と最も多く、次いで「積極的に取得した方がよい」が38.2%となっています。

また、性別でみると、「積極的に取得した方がよい」では、「女性」よりも「男性」が2.8ポイント多くなっており、年代別でみると、「積極的に取得した方がよい」では、「20～29歳」が5割を越えています。



4) あなたは、次の男女共同参画に関する言葉や施策のなかで、このアンケートが届く前から、見たり聞いたりしていたものがありますか。(いくつでも○)
〈男女の意識の現状に関する調査：問34〉

男女共同参画に関する言葉や施策のなかで、このアンケートが届く前から、見たり聞いたりしていたものがあるものについては、「ストーカー規制法」が70.4%と最も多く、次いで「配偶者などからの暴力（DV）」が69.5%、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が68.5%となっています。



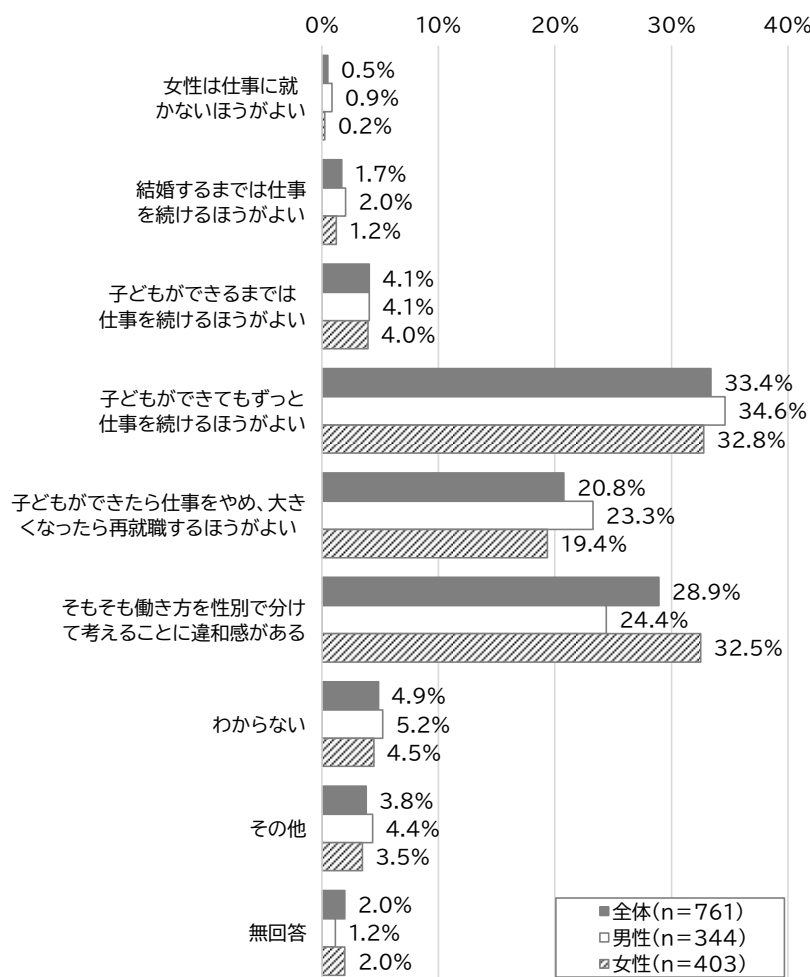
(2) 女性の社会進出について

1) あなたは、女性が働くことについて、どのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。(1つに○)

〈男女の意識の現状に関する調査：問17〉

女性が働くことへの考えについては、「子どもができて後もずっと仕事を続けるほうがよい」が33.4%と最も多く、次いで「そもそも働き方を性別で分けて考えることに違和感がある」が28.9%、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再就職するほうがよい」が20.8%となっています。

また、性別でみると、「そもそも働き方を性別で分けて考えることに違和感がある」では、「男性」よりも「女性」が8.1ポイント多くなっています。

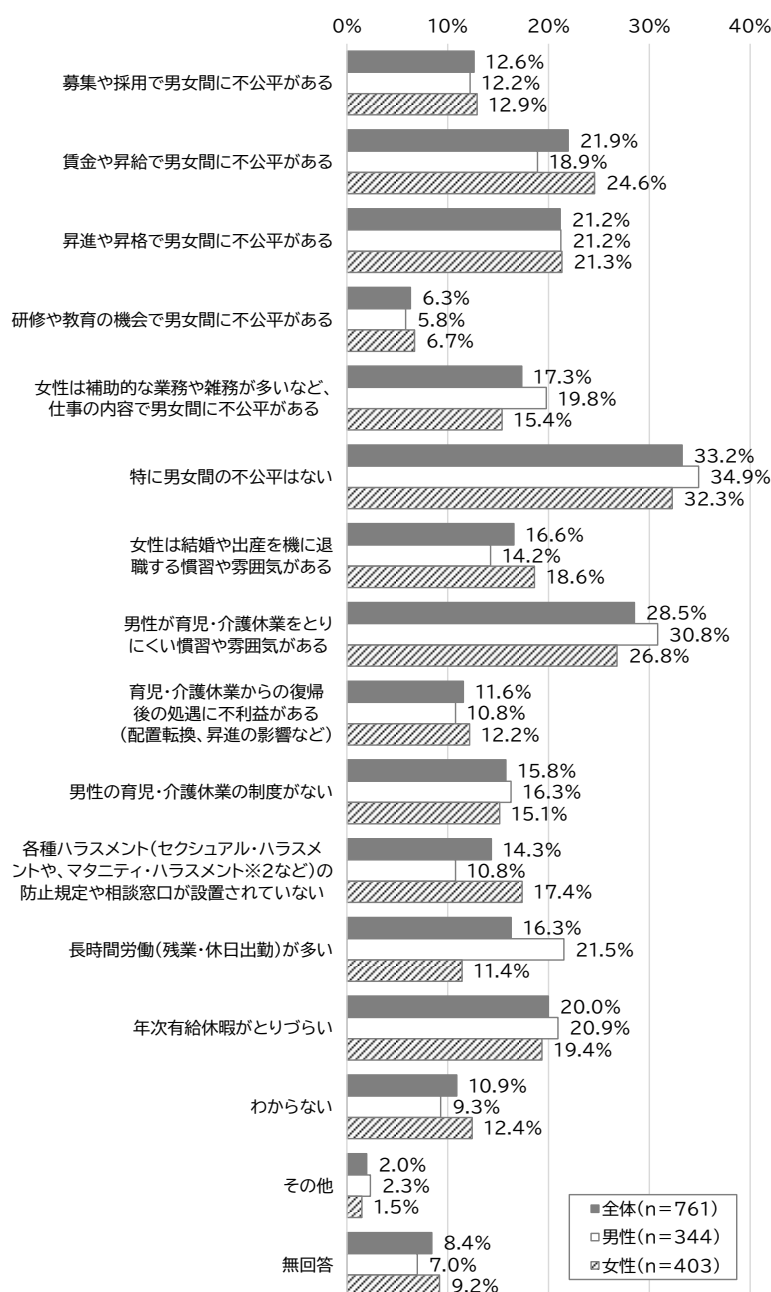


2) 現在、お勤め（パート、アルバイト、臨時雇用も含みます）している人、もしくは、お勤め経験のある人にお聞きます。あなたの職場では、次にあげるような男女間の不公平や未整備の制度がありますか。（いくつでも○）
 〈男女の意識の現状に関する調査：問 21〉

職場の男女間の不公平や未整備への制度については、「特に男女間の不公平はない」が 33.2%と最も多く、次いで「男性が育児・介護休業をとりにくい慣習や雰囲気がある」が 28.5%、「賃金や昇給で男女間に不公平がある」が 21.9%、「昇進や昇格で男女間に不公平がある」が 21.2%となっています。

また、性別でみると、「長時間労働（残業・休日出勤）が多い」では、「女性」よりも「男性」が 10.1 ポイント多く、「賃金や昇給で男女間に不公平がある」では、「男性」よりも「女性」

が 5.7 ポイント多く、「各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントや、マタニティ・ハラスメントなど）の防止規定や相談窓口が設置されていない」では、「男性」よりも「女性」が 6.6 ポイント多くなっています。

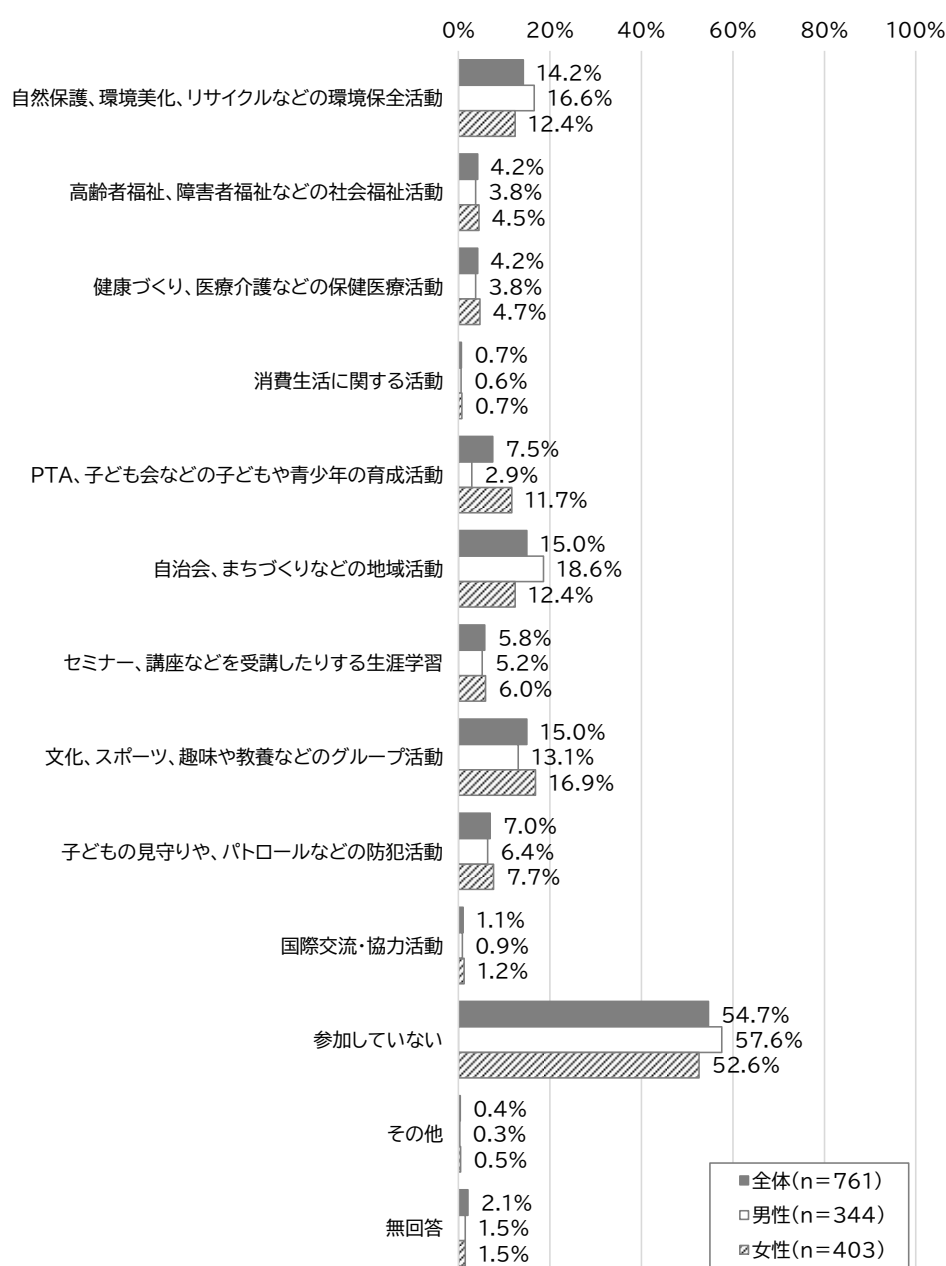


3) あなたは、現在、次にあげするような活動に参加していますか。(いくつでも○) 〈男女の意識の現状に関する調査：問 22〉

現在、活動への参加については、「自治会、まちづくりなどの地域活動」「文化、スポーツ、趣味や教養などのグループ活動」がともに 15.0%と多く、次いで「自然保護、環境美化、リサイクルなどの環境保全活動」が 14.2%となっています。

一方、「参加していない」が 54.7%となっています。

また、性別でみると、「自治会、まちづくりなどの地域活動」では「女性」よりも「男性」が 6.2 ポイント、「PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動」では「男性」よりも「女性」が 8.8 ポイント多くなっています。

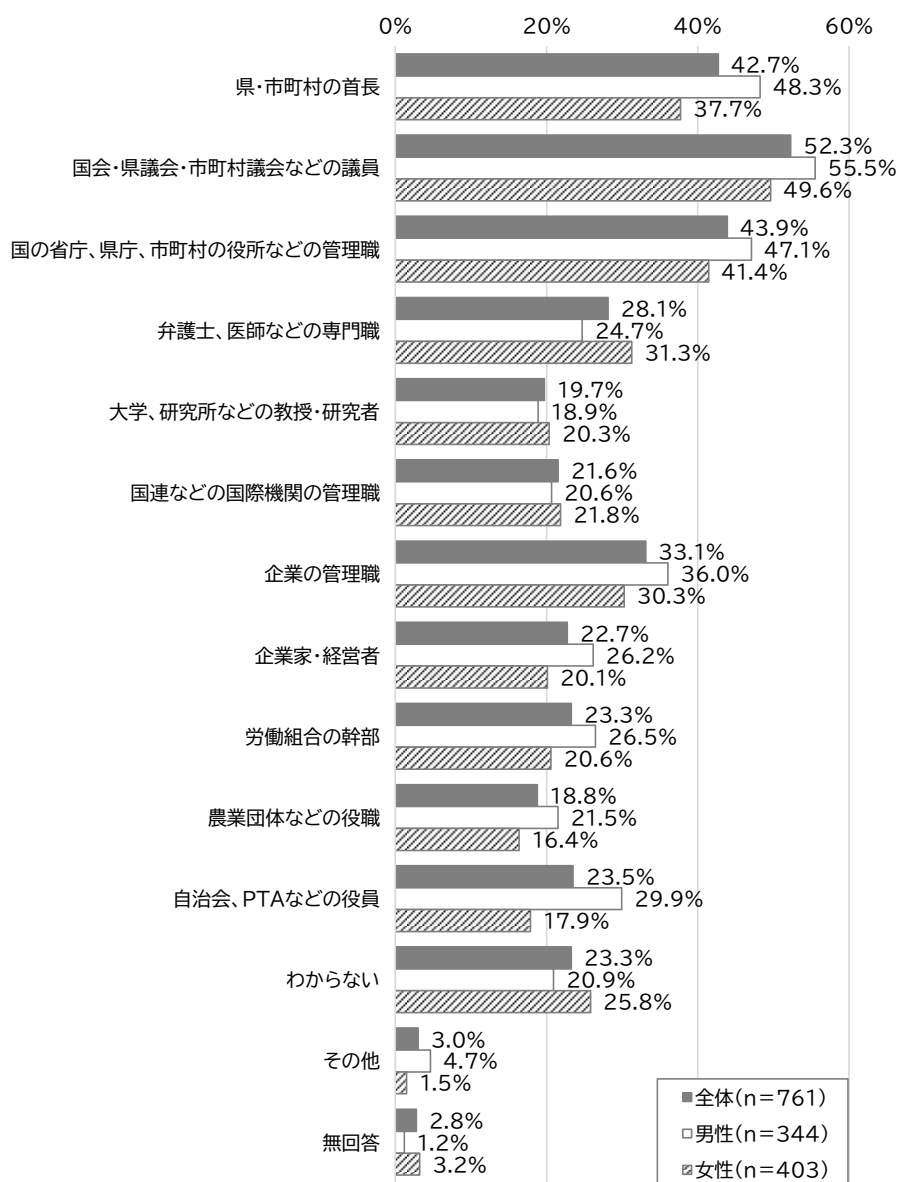


4) あなたは、今後どのような分野で、女性の登用を進める必要があると思いますか。(いくつでも○)

〈男女の意識の現状に関する調査：問31〉

今後、女性の登用を進める必要がある分野は、「国会・県議会・市町村議会などの議員」が52.3%と最も多く、次いで「国の省庁、県庁、市町村の役所などの管理職」が43.9%、「県・市町村の首長」が42.7%となっています。

また、性別でみると、「県・市町村の首長」では10.6ポイント、「自治会、PTAなどの役員」では12.0ポイント、「女性」より「男性」が多くなっています。



(3) DV・防災について

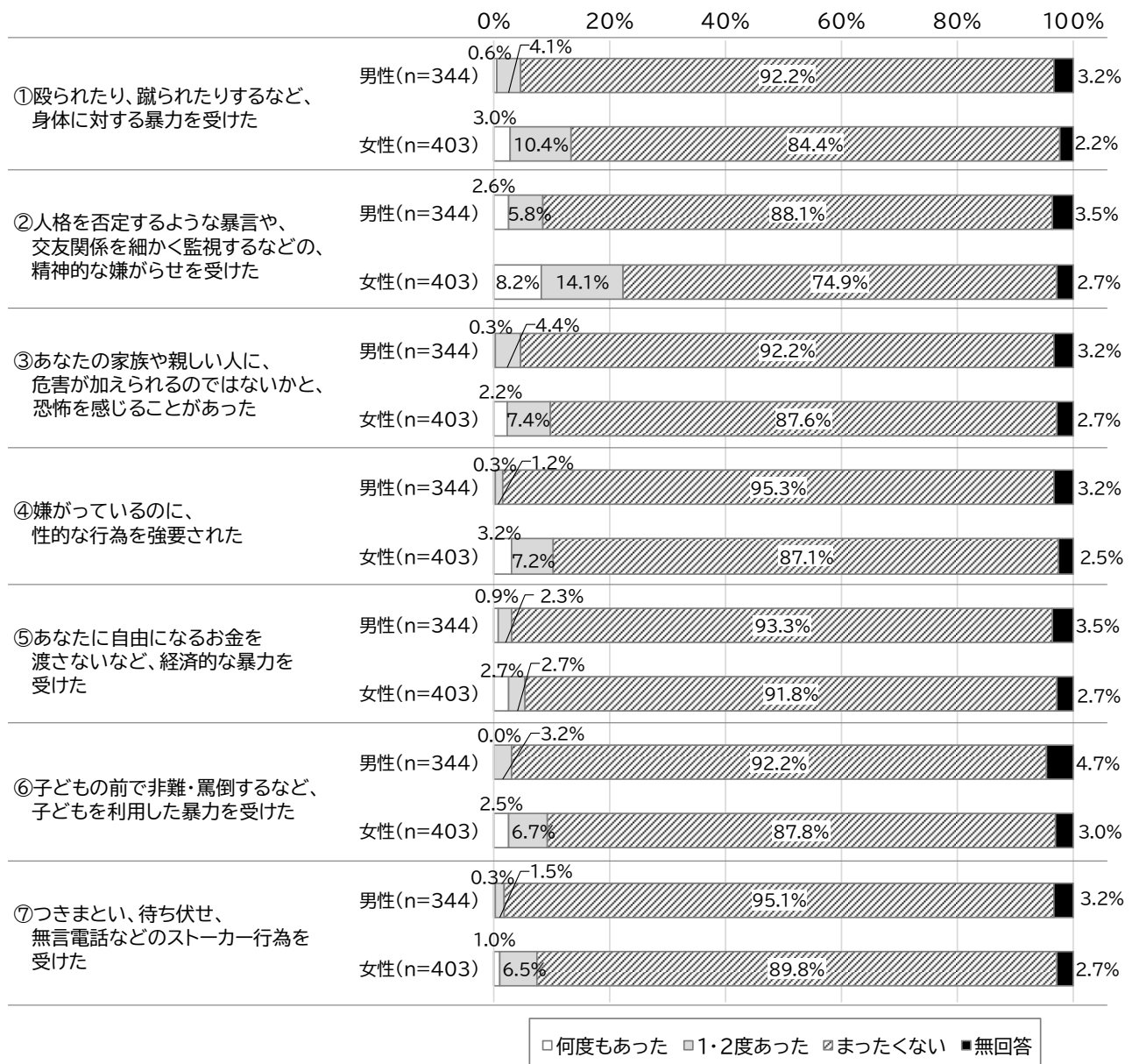
1) あなたは、これまでに夫や妻、恋人（パートナー）などから、次の①～⑦のような暴力を受けたことがありますか。婚姻届を出していない事実婚や、別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含みます。（それぞれ1つに○）

【男女別結果】

〈男女の意識の現状に関する調査：問26〉

これまでに夫や妻、恋人（パートナー）などから、暴力を受けたことがあるかについて、「何度もあった」「1・2度あった」を合わせた『あった（以下同様）』では、全ての項目において、男性よりも女性の回答結果が上回っています。

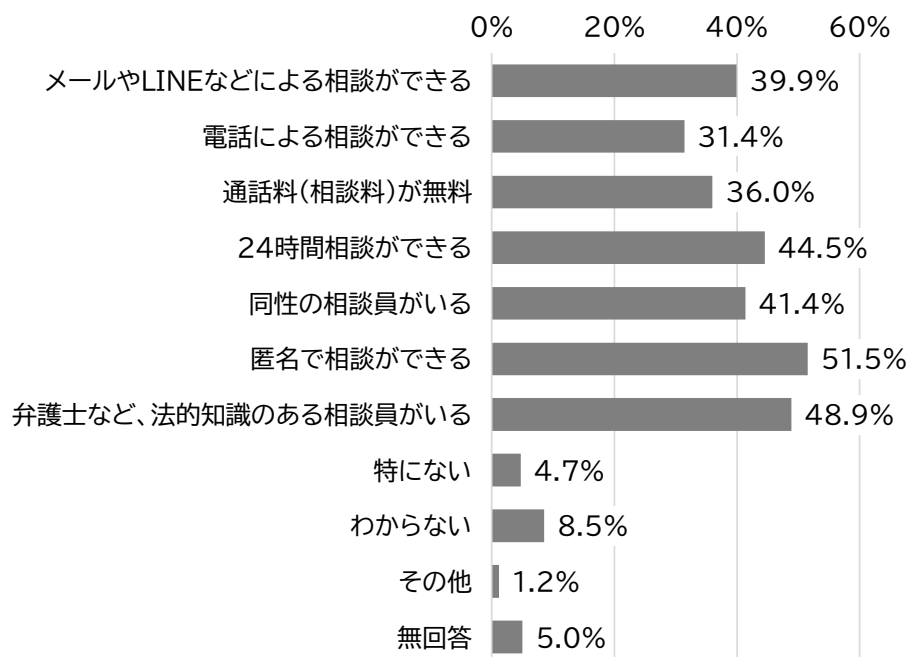
また、「②人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの、精神的な嫌がらせを受けた」では、『あった』の割合で女性の回答結果 22.3%と最も多く、男性の 8.4%に対し、その差は 13.9 ポイントと男女差も最も大きくなっています。



2) あなたは、DVに関する悩みなどの相談窓口で、どのような配慮をしてほしいと思いますか。(いくつでも○)

〈男女の意識の現状に関する調査：問27〉

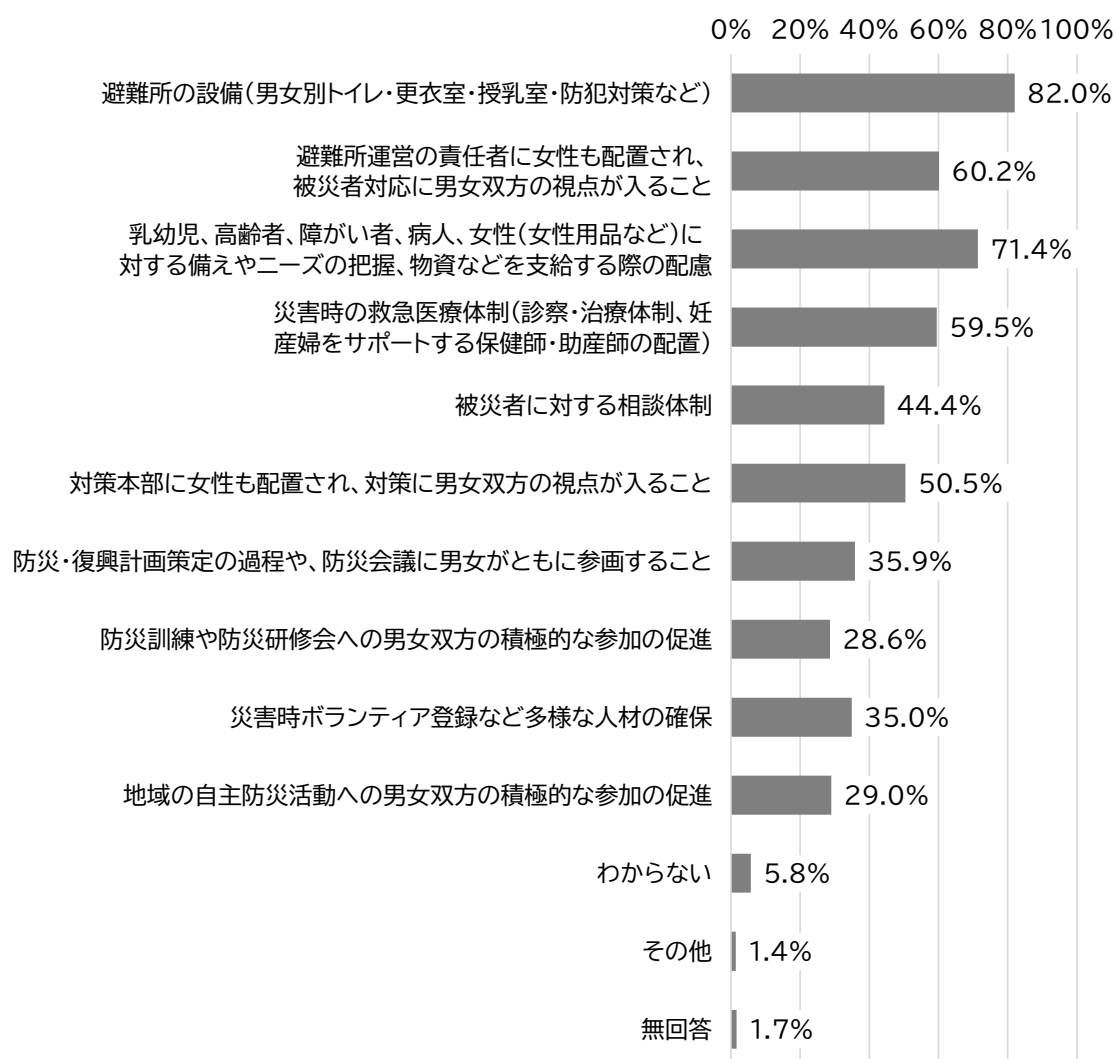
DVに関する悩みなどの相談窓口で、配慮をしてほしいことについては、「匿名で相談ができる」が51.5%と最も多く、次いで「弁護士など、法的知識のある相談員がいる」が48.9%、「24時間相談ができる」が44.5%となっています。



3) 男女共同参画の視点から、防災・災害復興活動に、どのようなことが必要であると思いますか。(いくつでも○)

〈男女の意識の現状に関する調査：問28〉

男女共同参画の視点から、防災・災害復興活動に必要なことについては、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・授乳室・防犯対策など）」が82.0%と最も多く、次いで「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、物資などを支給する際の配慮」が71.4%、「避難所運営の責任者に女性も配置され、被災者対応に男女双方の視点が入ること」が60.2%となっています。



4 アンケート結果から見える課題

(1) 男女共同参画社会の意識について

- 「男は仕事、女は家庭」という考えについては、未だ一定数の人が支持している。
- 男女の役割について、「家庭生活」「法律や制度」「社会全体」で、男性の方が優遇されていると考えられる傾向が強い。
- 男性の育児休業・介護休業は、“取得すべき”という考えが広がっているものの、制度や体制が整っていない傾向が強い。
また、育児・介護休業を取りにくい雰囲気職場にあると考える男性は多い。
- 男女共同参画に関する言葉について、「ジェンダー」、「LGBTQ」、「DV」などは浸透しているものの、「男女共同参画社会」についての認知度は4割弱に留まっており、また「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」等は1割を切る結果となっている。
- 男女共同参画の施策については、「男女雇用機会均等法」や「DV防止法」、「ストーカー規制法」等は、いずれも半数を超える認知を得ているものの、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」等は、どちらも2割を切る結果となっている。

考察

「男女共同参画社会」という言葉の意味自体は浸透していなくとも、その意義となる考えは醸成されてきているように思われます。しかし、男女の間にある不平等感は依然として存在しています。

今までの固定観念や古い慣習が、自分自身は差別のつもりはなくとも、“アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）”となっている可能性があり、男女共同参画社会とは何か、また、それを支える法律や制度について、くり返し町民に広く周知啓発をするべきであると考えます。

また、育児休業・介護休業については、男性もとるべきという考えは広まっているものの、制度が整備されていないなどの事業所への働きかけも行っていく必要があります。

必要とされること

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

(2) 女性の社会進出について

- 出産の後も働きたい・働いてほしいという社会的通念は醸成されている一方、男女間での働き方の区分などに、女性の方がより多く違和感を持っている。
- 女性の方が、賃金や昇給について、不公平感を感じている。
- 男性の方が、長時間労働（残業・休日出勤）が多いと感じている。
- 地域・社会活動については、「PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動」「文化、スポーツ、趣味や教養などのグループ活動」では、女性の方が参加の割合が高いものの、「自治会、まちづくりなどの地域活動」では、女性は男性よりも参加の割合が低い。
- 女性の登用を進めるべき分野では、「県・市町村の首長」、「国会・県議会・市町村議会などの議員」、「国の省庁、県庁、市町村の役所などの管理職」が多く、政治や公的機関での場での女性の活躍が求められている。
- 全体的に、男性が“女性登用をすべき”と思っている割合よりも、女性自身が“女性登用をすべき”と思っている割合が低い傾向にある。

考察

男性も女性もそれぞれに、待遇や働き方について不平があります。性別での仕事の区分を極力排し、人それぞれの働き方を尊重するとともに、『ワーク・ライフ・バランス』の考えを浸透させる必要があります。

地域・社会活動の場面では、女性は教育分野や趣味などの分野での活動に参加する傾向にあるものの、自治会などの地域社会へは、女性の進出が進んでいません。

また、女性登用についての考えは広がっていますが、女性自身への啓発が不足しているように見られ、男女共同参画における、女性の社会進出、女性登用といった事柄の周知強化が必要と考えます。

必要とされること

あらゆる分野における女性の参画拡大

(3) DV・防災について

- 女性のDV被害については、肉体的・精神的なものを問わず、未だ一定の割合で存在している。
- DVの相談方法としては、「匿名で相談ができる」が最も高い回答結果ながらも、他の相談方法、配慮方法についても高い割合を示している。
- 防災の観点においては、避難所の設備・備品や運営責任者に女性としての視点を求める声大きい。

考察

女性のDV被害については、男性の側に女性の人権と尊厳の尊重を重んじる啓発が必要であり、積極的に相談する気持ちを持ってもらうことが大事です。それには、相談先の周知及び、気軽に相談できる配慮が必要となります。

防災に関しては、防災計画の段階において、女性目線での避難所の運用設計となっているかを改めて確認し、その状態を維持していく自治体としての方針が重要です。

必要とされること

安全・安心な暮らしの充実

5 町民の意識からみる計画の方向性

町民の意識調査から、本町の男女共同参画計画に『必要とされること』については、以下の3つにまとめられます。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものですが、男女共同参画の視点から見ると、明示的に性別による区別を設けていなくても、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合があります、常に検討していく必要があります。

また、男女の間の不平等感を排し、“アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）”を無くしていくことが、男女共同参画を推進する上で不可欠な意識改革となります。

(2) あらゆる分野における女性の参画拡大

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることとなり、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するため重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していく必要があります。

(3) 安全・安心な暮らしの充実

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、防災の観点からも、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須と考えられます。

これらの3つの『必要とされること』は、男女共同参画の施策を推進していく上で、国や県（群馬県）が示している計画の基本方針や方向性とも通じています。

本計画では、国や県と同様に、上記の3つの柱を計画の基本目標として推進していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

だれもが生きやすい社会の実現

私たちの社会は、男女が互いに尊重し合い、認め合うことで成り立っています。そのため、性別にかかわらず、誰もが平等に機会を持ち、能力を最大限に発揮できる環境を築くことが必要です。男女が対等な立場で働き、生活し、お互いの存在と貢献を認め合うことで、より豊かな社会を築いていくことができると考えられます。

本町は「だれもが生きやすい社会の実現」を基本理念とし、男女が共同して参画できる体制を構築するため、性別による格差を無くし、すべての人々が平等に参加できる社会を実現することを、目標としていきます。

また、男女共同参画社会基本法で掲げられた5本の柱も踏まえ、本計画を実行していきます。

2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsは、国連で採択された国際社会全体の開発目標です。経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するため17の目標と169のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを目指しています。

5番目の目標である「ジェンダー平等を実現しよう」は、持続可能な世界を実現するためには「男女共同参画」は欠かせないことを意味しています。女性への差別や暴力の撤廃や、女性の社会進出の推進、すべての女性と女児の能力を伸ばし、可能性を広げることを掲げています。



【SDGs17の目標】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任、つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさを守ろう |
| 7. エネルギーをみんなに。そしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナリシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤を作ろう | |

3 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法 5本の柱

男女の人権の尊重	男女の個人としての尊厳を重んじ、性別にかかわらず、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。
社会における制度又は慣行についての配慮	固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が経済的にも社会的にも対等に様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。
政策等の立案及び決定への共同参画	男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。
家庭生活における活動と他の活動の両立	男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等が出来るようにする必要があります。
国際的協調	男女共同参画づくりのためには、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

4 計画の基本目標

男女共同参画社会を実現するために、本町では以下の3つの基本目標を掲げ、男女が対等な立場で社会に参画し、各々が持つ能力や個性を発揮しながら活躍できる社会を目指します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

男女共同参画社会の実現には、個々の意識改革が不可欠です。男女平等の概念を広め、性別にとらわれない価値観を醸成することが求められます。

- ・ 男女共同参画の啓発
- ・ 男女平等教育の推進

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

社会の多様な分野で女性の参画を拡大し、性別による障壁を取り除くことが、重要なこととなってきています。これにより、女性が持つ能力を最大限に発揮できる環境を整える必要があります。

- ・ 政策・方針決定過程への参画促進
- ・ 女性の活躍推進への支援と職場における男女共同参画の推進

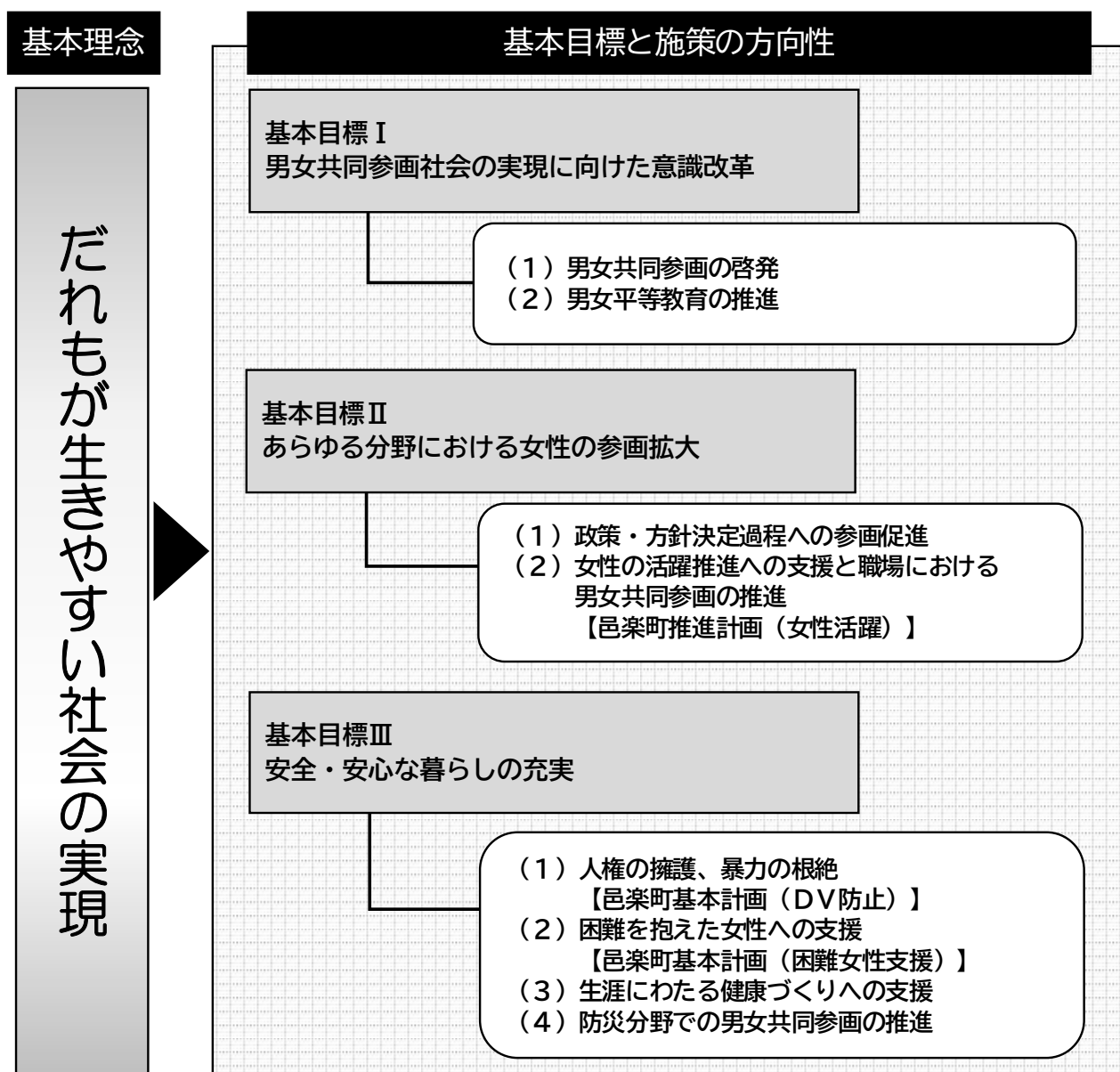
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの充実

男女問わず、誰もが安全で安心して暮らせる社会を構築することが求められています。特に、性別に起因する暴力や差別を撲滅するための対策が必要です。

- ・ 人権の擁護、暴力の根絶
- ・ 困難を抱えた女性への支援
- ・ 生涯にわたる健康づくりへの支援
- ・ 防災分野での男女共同参画の推進

5 計画の体系

本計画における、基本理念・基本目標と施策の方向性の体系図は下記のとおりです。



第4章 具体的な取組

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

(1) 男女共同参画の啓発

男女共同参画の啓発は、性別による差別や不平等を無くし、誰もが平等に機会を得て、個々の能力を最大限に発揮できる社会を築くために重要です。この啓発活動を通じて、教育機関や職場、地域社会などあらゆる場面で、男女の平等についての理解を深めることに努めます。

本町が行っている男女共同参画に関する様々な事業を推進するとともに、人権擁護に関わる啓発活動にも積極的に取り組みます。

また、あわせて「パートナーシップ宣誓制度」についての周知も行っていきます。

〈実施事業〉

取組・事業		内 容	担当課
1	人権の尊重・男女共同参画社会の計画的な事業推進	○群馬県人権教育充実指針並びに邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画に基づき、人権教育及び啓発に関する施策の充実を図ります。 ○男女が、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて男女共同参画推進計画の策定に取り組みます。	住民保険課
2	人権啓発の推進	○町民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権を尊重し合う共生社会を目指すため、啓発活動を推進するとともに学習機会の提供に努めます。 ○人権擁護の重要性を広く啓発するため、広報紙やホームページ、おうらお知らせメール、町公式X（旧 Twitter）における広報活動を推進します。 ○人権擁護に関わる啓発ポスターや作文の募集と優秀作品の表彰を実施し人権啓発を推進します。 ○人権啓発講演会を通して男女共同参画についての意識を醸成し、子育てをしながらも働き続けられる環境づくりを推進します。	住民保険課
3	パートナーシップ宣誓制度	○群馬県には「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」があり、啓発等を通じて町民の理解を推進します。	住民保険課

(2) 男女平等教育の推進

男女平等教育は、未来の中心世代が互いに理解し合い、協力して社会を発展させるための基盤となります。職場や学校、家庭などあらゆる場面で平等な関係が築かれ、豊かな共生社会が実現すると考えられます。

また、男女平等教育の推進は、生涯学習と人権教育を通じて、誰もが平等に尊重される社会を築くための重要な取組です。生涯にわたる学びの場を提供することで、性別による固定観念を打破し、全ての人が平等に成長と発展の機会を得られるようにします。また、人権教育を強化することで、男女の権利や尊厳が守られる社会を目指します。

〈実施事業〉

取組・事業		内 容	担当課
1	魅力ある生涯学習の展開	○多様な年齢層や立場の人が学びの輪に加われるような学級・講座等や、町民の生きがいや趣味を充実する学級、講座等を工夫して開催します。あわせて、学習成果の発表機会の提供と充実を図ります。	生涯学習課
2	人権教育の推進	○様々な人権問題の解決に資するため、視聴覚教材等を活用し、学校や家庭、地域及び企業と連携を図り人権教育を推進します。また、人権教育指導者研修会などの開催や、各種学級講座において人権問題に対する正しい理解を広めるとともに、図書館での人権図書コーナーの設置など差別の解消を目指す取組を行います。	生涯学習課

2 あらゆる分野における女性の参画拡大

(1) 政策・方針決定過程への参画促進

町では、町政への女性の参画機会の拡大を図るため、審議会等委員への女性の積極的な登用に取組んではいるものの、男性と比べるとその割合は依然として低い状況にあります。

男女が社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画するために、政策や方針決定の場においても、女性の意見や考え方を十分に反映させていくことが重要です。

潜在的・顕在的を問わず偏見をなくし、女性が活躍する機会を広げ、女性の能力が幅広い分野で発揮されるよう、各種審議会等への女性の参画の拡大を図ります。

〈実施事業〉

取組・事業		内 容	担当課
1	審議会等女性委員の積極的な登用	○ 審議会等の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の女性構成割合を引き上げるよう各課に働きかけます。	関係各課
2	町政参画機会の充実	○ 各種計画等の策定においては、説明会の実施や審議会、委員会の設置など、幅広い世代や分野に関わる町民等の積極的な参画を促進します。	住民保険課

(2) 女性の活躍推進への支援と職場における男女共同参画の推進 【邑楽町推進計画（女性活躍）】

女性が社会で活躍していくためには、固定観念的に根付いている仕事内容の性別での区分けを廃し、「賃金・昇進・昇給」や「仕事の責任」、「能力の評価」といった、性別での優劣をなくし、誰もが平等に仕事に取り組める体制づくりが必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進にも努め、仕事と家庭の両立の支援を講じ、専門的な職種への女性の参画についても積極的に啓発していきます。

〈実施事業〉

取組・事業		内 容	担当課
1	働き方の支援	○県と協調して、育児、介護と仕事の両立、職場における女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む事業所を認証する、「群馬県いきいきGカンパニー」制度のPR、認証推進を支援します。	商工振興課
2	町職員の管理職への女性登用	○業務関連研修への積極的な参加を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施し、仕事と家庭の両立を図ったうえでのキャリア形成支援を行います。 ○施策や方針の立案、実施等における女性の参画の拡大を図るため、公平な昇任昇格を行い、意欲と能力のある女性職員を積極的に登用します。 ○管理職は家庭との両立が難しいイメージがあるため、管理職の休暇取得を促進します。	総務課
3	機能的な組織の構築と町職員の資質向上	○時代の変化に適応した組織機構の検証を進めるとともに、職員の資質向上のため研修や他団体との交流機会を充実させ、時代の変化や住民ニーズに柔軟に対応できる体制を構築します。 ○業務の生産性向上のため、ワーク・ライフ・バランスの改善や女性活躍の機会の充実に取り組みます。	総務課
4	農業の担い手の確保・育成	○青年、女性、定年退職者等、新たな担い手の確保及び育成に向けて、県、近隣市町、邑楽館林農業協同組合等の関係機関と連携しながら、青年就農者営農支援交付金や邑楽町指定野菜等生産推進事業などを活用し、支援に取り組みます。	農業振興課 農業委員会
5	地域医療体制の確立	○若手医師の確保に向けた医学生修学資金貸付事業の拡充や子育て世代の女性医師等の離職防止のための保育支援などの取組について、医療圏構成市町と連携を図りつつ県に働きかけます。	健康づくり課

3 安全・安心な暮らしの充実

(1) 人権の擁護、暴力の根絶【邑楽町基本計画（DV防止）】

女性のみならず、社会に生きる人々の人権は必ず擁護される必要があります。

本町では、毎月定期的に法律相談を実施しており、DVや離婚問題などの相談を受け付けています。

人権擁護の啓発についても各種団体と協働して積極的に取り組み、差別をされることなく、誰もが安心して健やかに日々を過ごせるまちづくりに努めます。

〈実施事業〉

取組・事業		内 容	担当課
1	住民相談事業の推進	○ 町民の生活上の様々な悩みや不安に対応していくため、弁護士による無料法律相談を毎月1回開催し、町民の日常生活におけるあらゆる相談を受けています。また、離婚やDVなど女性のための相談として、大泉町、千代田町との3町合同で女性弁護士による法律相談も毎月1回行っています。	住民保険課
2	要支援者への支援の充実	○ 基本的人権を擁護するため、複雑化・多様化している人権に関する相談支援体制を充実します。 ○ 人権啓発を図るため、東毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会を通して、関係市町及び関係機関などと連携します。 ○ 人権啓発を図るため、東毛地区人権教育推進連絡協議会を通して、関係市町及び関係機関などと連携します。	住民保険課

（２）困難を抱えた女性への支援【邑楽町基本計画（困難女性支援）】

困難な問題を抱える女性、とりわけひとり親の女性への支援は社会にとって重要な課題です。日常生活や就労の段階などで、様々な困難な問題を抱える女性への支援策を講じます。

ひとり親世帯への経済支援・就労支援を実施していき、あわせて相談体制を幅広く構築し、子どもたちの生活環境が安定することにより、女性が安心して働ける環境を整備します。

町民一人一人が希望をもって生活を送れるように切れ目のない支援を推進します。

〈実施事業〉

取組・事業		内 容	担当課
1	就業支援の充実	○ひとり親家庭等の保護者の就労による自立を促進するため、県母子寡婦福祉協議会が運営する母子家庭等就業・自立支援センター事業と連携し、相談や助言、情報提供などに努めます。 ○就労又は求職活動を支援するため、ひとり親家庭等が保育所の入所申込みをした際に優先的に調整します。 ○保護者の就労等により、家庭に保護者がいない子どもたちが安全で安心な放課後を過ごすため、引き続き学童保育所の利用促進を図っていきます。	子ども支援課
2	生活支援の充実	○ひとり親家庭等の健康維持を図るため、母子・父子家庭福祉医療費支給事業の普及啓発を図り、利用を促進します。	子ども支援課
3	相談体制の充実	○ひとり親家庭等の精神的な負担の軽減を図るため、育児、就労、経済的問題等幅広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう民生委員・児童委員などと連携し、情報の共有に努めます。あわせて、児童生徒からの相談にも応じられるよう、学校や関係機関と連携し共有に努めます。	子ども支援課 福祉介護課 健康づくり課 学校教育課

(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援

生涯にわたる健康づくりは、私たちの生活の質を向上させるために不可欠なものです。

全世代で健康を意識し、支え合う社会を築くため、バランスのとれた食事を習慣にし、定期的な健康チェック体制を構築することで、全町民の健康の維持・増進を目指します。

女性特有の疾病については、予防のための検診無料クーポンなどを発行するとともに各種検診の受診を周知し、受診率向上と疾病の早期発見に取り組んでいきます。

また、女性が安心して子どもを出産できるよう、相談体制や経済的な支援策を講じるなど積極的に推進します。

〈実施事業〉

取組・事業		内 容	担当課
1	健康意識の普及啓発	○ 健康意識の普及啓発のため、保健センターを拠点に健康教室の開催を推進します。 ○ 広報紙やホームページなどを活用した情報提供により、健康意識の普及啓発に努めます。	健康づくり課
2	健康チェック体制の強化	○ 生活習慣病予防のため、適切な生活習慣の普及啓発に努めます。また、受診率の向上を目的に、休日の健(検)診実施や医療機関での受診など各種健康相談や健康診査などを充実させるとともに、健診後の保健指導を強化します。 ○ 国が推進する節目年齢の女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診無料クーポン券を発行し受診勧奨するなど、受診率の向上と早期発見や早期治療を目指します。 ○ 健康マイレージ事業「おうらてくてくアプリ」を推進し、各種健(検)診受診率の向上を図るとともに、町民が自主的かつ気軽に、楽しく継続できる健康づくりを広く普及させます。	健康づくり課
3	健康増進活動の充実	○ 健康増進を推進する保健推進員や食生活改善推進員などの人材や自主サークルの育成、地域での活動支援を図ります。	健康づくり課
4	食育の推進	○ 食に関する知識の普及啓発や食育に関連する教室などの開催により、乳幼児から高齢者までの全ての町民を対象に、適切な食習慣を基礎とした健康づくりを推進します。	健康づくり課

第4章 具体的な取組

取組・事業		内 容	担当課
5	安心して出産できる支援の充実	○ 子育て世代包括支援センターを軸に、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供やきめ細かな相談支援などを行います。また、関係機関と連携しながら、母子保健や子育て支援を含む包括的なサービスを切れ目なく提供していきます。 ○ 経済的な不安が出産の抑制につながらないように不妊治療費等の助成、妊産婦健診の受診券の発行、第1子から支給される出産祝金や子どもの医療費支給など経済的負担の軽減を図ります。	健康づくり課

（４）防災分野での男女共同参画の推進

防災分野における男女共同参画は、災害時の地域の強靭さを高めるために重要です。

特に、女性の視点は避難所運営や災害対策において欠かせません。女性は、妊婦や乳幼児を含む様々なニーズを持つため、これらの視点を取り入れることで、避難所がより適切で安全な環境となります。

また、女性のリーダーシップが発揮されることで、災害対応の質が一段と向上し、コミュニティ全体がより効果的に支援を受けられるようになります。男女共同参画を推進することは、防災対策の充実と災害に強い社会の実現につながります。

〈実施事業〉

取組・事業		内 容	担当課
1	地域の防災力の向上	○ 町民の防災意識や知識の向上を図るため、防災に関する出前講座等の啓発活動を推進します。	総務課
2	災害応急体制の整備	○ 避難時や避難所生活における高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、子ども等の要配慮者対策の充実を図ります。	総務課
3	防災関連計画の策定	○ 邑楽町地域防災計画を必要に応じて随時見直し、町民への周知を図ります。	総務課

第5章 計画の推進

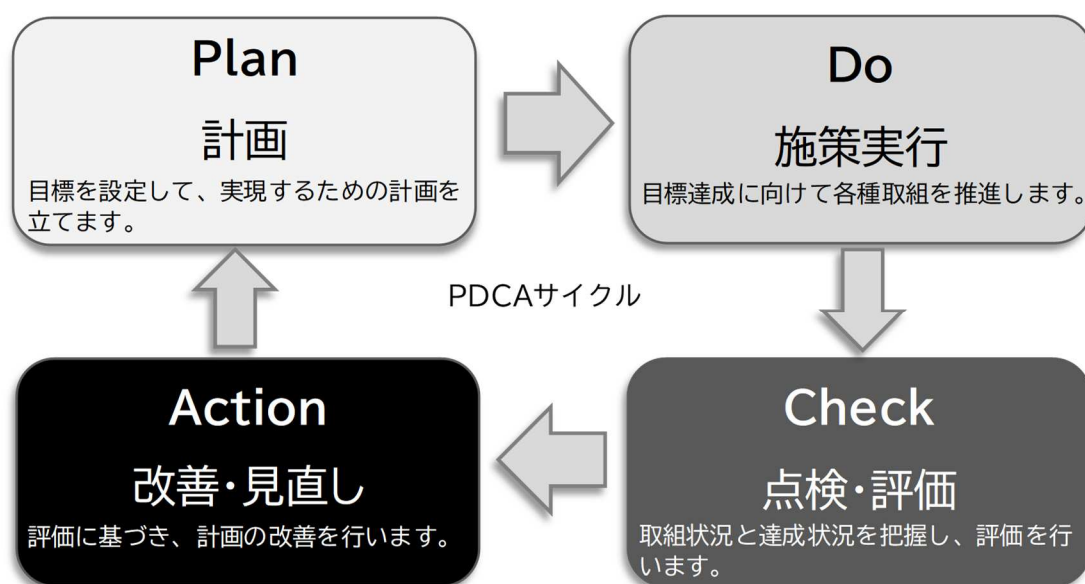
1 計画の推進体制

計画策定に携わる行政関係部署を中心に、男女共同参画に関わる関係者等の意見を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、町民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、地域ぐるみで、男女平等の意識向上や環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理に当たってはPDCAサイクルのプロセスに基づき、施策の実施状況を取りまとめ、達成度や効果・課題などを分析し、必要に応じ事業を見直していきます。



資料編

1 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和5年10月16日	令和5年度 第1回 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会 ・男女共同参画社会に関する町民意識調査（素案）の検討 ※書面会議
令和6年 1月5日～1月31日	「男女の意識の現状に関する調査」実施 調査対象：18歳以上 2,000人 回収：762件（38.1%）
8月19日	令和6年度第1回 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会 ・邑楽町男女共同参画推進計画策定について ・邑楽町男女共同参画推進計画骨子（案）について
9月17日	令和6年度第1回 邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会 ・邑楽町男女共同参画推進計画策定について ・邑楽町男女共同参画推進計画骨子（案）について
12月16日	令和6年度第2回 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会 ・計画素案について
12月19日	令和6年度第2回 邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会 ・計画素案について
令和7年 1月14日～2月14日	パブリック・コメント
●月●日	令和6年度第3回 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会 ・パブリック・コメント結果について ・計画最終案について
●月●日	令和6年度第3回 邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会 ・パブリック・コメント結果について ・計画最終案について

※パブリック・コメントでの意見

・
・

2 邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会設置要綱

(設置目的)

第1条 邑楽町男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関し、町民からの幅広い意見を反映させる組織として、邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者

(協議事項)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、住民保険課及び生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3 邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会委員名簿

No.	所属・職名	氏 名	備 考
1	邑楽町区長会	金子 万喜夫	1号委員
2	邑楽町人権教育推進協議会 邑楽町社会福祉協議会	小林 茂	//
3	邑楽町民生委員児童委員協議会	内田 雅行	//
4	邑楽町商工会女性部	杉山 宮子	//
5	農業委員会（女性委員）	高田 洋子	//
6	マレリ（株）群馬工場	島田 雄二	//
7	邑楽町婦人会	佐藤 眞由美	//
8	邑楽町小・中学校校長会	松澤 修	//
9	邑楽町子ども会育成会連絡協議会	村田 ふみ	//
10	邑楽町保健推進委員会	小淵 希代	//
11	人権擁護委員	青葉 和明	2号委員
12	人権擁護委員	福島 慶子	//
13	人権擁護委員	猿橋 八重子	//
14	地域活性化プロジェクトMAYK	田村 友莉香	//

1号委員 関係団体等を代表する者

2号委員 識見を有する者

4 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 邑楽町男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関し、邑楽町男女共同参画推進計画策定懇談会の意見を反映するとともに、関係課等の相互の緊密な連携・協力を確保するため、邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、別に定める者をもって構成する。

(策定事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について策定事務を行う。

- (1) 推進計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(会議)

第4条 委員会に委員を置き、委員長は町長があたる。

- 2 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 前項の規定に関わらず、委員会の会議は、委員長が指名した者がいるときは、その者が議長となることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、住民保険課及び生涯学習課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

5 邑楽町男女共同参画推進計画策定委員会委員名簿

No.	所属・職名	氏 名	備 考
1	町長	橋 本 光 規	委員長
2	副町長	関 口 春 彦	
3	教育長	小 林 淳 一	
4	総務課長	石 原 光 浩	
5	議会事務局長	中 繁 正 浩	
6	財政課長	齊 藤 順 一	
7	企画課長	小 沼 勇 人	
8	税務課長	横 山 淳 一	
9	住民保険課長	山 口 哲 也	
10	福祉介護課長	金 子 佐知枝	
11	健康づくり課長	田 中 敏 明	
12	子ども支援課長	川 島 隆 史	
13	農業振興課長兼 農業委員会事務局長	金 井 孝 浩	
14	商工振興課長	小 島 拓	
15	建設環境課長	石 原 薫	
16	都市計画課長	新 島 輝 之	
17	会計課長	野 中 和 也	
18	学校教育課長	松 崎 澄 子	
19	生涯学習課長	藤 田 和 良	

6 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 法律第 78 号

最終改正 平成 11 年 法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること

資料編

その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

資料編

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

資料編

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

7 群馬県男女共同参画推進条例

平成十六年三月二十四日 条例第二十三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

資料編

（県民の責務）

第五条 県民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

（年次報告の公表）

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第二章 基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（学習の機会の提供）

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

（施策に対する意見の申出）

第十条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県に意見を申し出ることができるものとする。

2 県は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、群馬県男女共同参画推進委員会に意見を聴くものとする。

第三章 男女共同参画の促進

（附属機関等における委員等の構成）

第十一条 県は、附属機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合は、構成員の男女の数について、できる限り均衡を図るよう努めるものとする。

(県民等との協働)

第十二条 県は、男女共同参画を推進するため、市町村、県民及び事業者との協働に努めるとともに、市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域・職場等における環境の整備)

第十三条 県は、男女が、その属する地域、職場その他の分野において、その個性と能力を十分に発揮し、対等な構成員として方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるために必要な環境を整備するよう努めるものとする。

(子育て環境の整備)

第十四条 県は、男女共同参画を推進するため、男女が、相互の協力と地域及び職場の支援の下に、安心して子どもを生み、育てられるよう、必要な環境を整備するよう努めるものとする。

(男女共同参画推進員の設置等)

第十五条 事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う者（以下「男女共同参画推進員」という。）を置くよう努めるものとする。

2 県は、男女共同参画推進員の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第十六条 県は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、男女共同参画の推進の状況について、報告を求めることができる。

第四章 性別による差別的取扱いの禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第十七条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。）を行ってはならない。

(相談体制の整備)

第十八条 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された者に対して適切に対応するため、必要な相談体制を整備するよう努めるものとする。

資料編

（被害者の支援等）

第十九条 県は、異性に対する暴力的行為を受けた者に対し、必要な助言、自立のための支援、施設への一時的な入所等による保護その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 群馬県男女共同参画推進委員会

（設置）

第二十条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織等）

第二十一条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、第一項に規定する委員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営事項の委任）

第二十二条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

男女の意識の現状に関する調査へのご協力について（お願い）

日頃より、町政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、町では男女共同参画社会のさらなる実現に向けて、令和6年度に「邑楽町男女共同参画推進計画」の策定を予定しております。

この計画策定に向けて、町民の皆さまに男女共同参画に関する意識や現状をお伺いし、基礎データを集めるため、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容は、すべて統計的に処理され、個人が特定されることはありません。皆さまの意見が十分に反映された計画にしたいと考えておりますので、ぜひ本アンケート調査にご協力ください。

令和6年1月 邑楽町長 橋本 光規

【男女共同参画社会とは】

性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に等しく参加し、職場、家庭、地域において協力し、共に責任を担い、ひとりひとりが個性と能力を発揮し、認め合い支え合って心豊かにいきいきと暮らせる社会のことです。

この調査は、邑楽町にお住まいで、令和5年12月1日現在満18歳以上の人のうち、年代別に無作為に抽出した2,000人を対象に実施するものです。

【回答方法】①または、②のどちらかの方法により回答

- ①郵便による回答…同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函してください。
- ②WEBによる回答…スマートフォンで下記のQRコードまたは、URLにアクセスしてご対応ください。

URL: <https://forms.gle/vKNtZxh2wFnLTbBN9>

※②WEB回答された場合、この調査票の返信は不要です。

■ご記入、ご回答にあたってのお願い

1. 回答は、あてはまる数字に○をつけてください。
2. 「その他」をお選びの人は、お手数でも（ ）内に、その内容を具体的に書きください。
3. 答えにくい質問の場合は、できる範囲でお答えください。

【回答期限】郵送・WEB回答ともに 令和6年1月31日(水)まで

【本アンケートに関する問合せ先】
邑楽町役場 住民保険課 住民相談係
電話 0276-47-5017（直通）



男女共同参画社会とは



男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

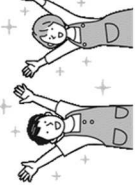
男女共同参画社会のイメージ図

職場に活気



働き方の多様化が進み、男女がともに働しやすい職場環境が確保されることにより、個人が能力を最大限に発揮できます。

家庭生活の充実



仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって男女がともに子育てや教育に参加できます。

地域力の向上



男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって地域コミュニティが強化され、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現します。

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

内閣府男女共同参画局資料をもとに作成

男女共同参画に関する国際社会の流れ



平成27（2015）年に国連で「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。SDGsの17の目標の5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女児に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女児のエンパワーメント（女性が力をつけること、女性に権限を与えること）を図ることが求められています。

あなたご自身について

問1 あなたの性別は次のどちらですか。(1つに○)

1. 男性

2. 女性

3. 答えたくない

問2 令和6年1月1日現在の年齢は次のどちらですか。(1つに○)

1. 18～19歳

2. 20～29歳

3. 30～39歳

4. 40～49歳

5. 50～59歳

6. 60～69歳

7. 70歳以上

問3 あなたの職業は次のうちどれにあたりますか。(主なもの1つに○)

1. 正社員・正職員

2. パート・アルバイト・非常勤・内職など

3. 派遣・登録社員

4. 自営(商業・工業・農業)

5. 自営(4.の自営以外)

6. 家事従事者(主婦・主夫など)

7. 自由業(医師・弁護士など)

8. 学生

9. 無職

10. その他()

問4 あなたは現在結婚していますか。(1つに○)

1. している(事実婚・パートナーシップ制度を含む)→問4-1へ ※回答後は問5へ

2. していない(離別・死別など)

3. していない(未婚)→問5へ

問4-1 問4で「1. している(事実婚・パートナーシップ制度を含む)」と回答した人にお聞きします。
あなたの配偶者・パートナーの職業は。(主なもの1つに○)

1. 正社員・正職員

2. パート・アルバイト・非常勤・内職など

3. 派遣・登録社員

4. 自営(商業・工業・農業)

5. 自営(4.の自営以外)

6. 家事従事者(主婦・主夫など)

7. 自由業(医師・弁護士など)

8. 学生

9. 無職

10. その他()

問5 あなたの世帯は、次のどの分類にあたりますか。(1つに○)

1. 1人世帯

2. 1世代世帯(あなたと配偶者・パートナー)

3. 2世代が同居(親と未婚の子)

4. 2世代が同居(親と子ども夫婦)

5. 3世代以上(親と子と孫)

6. その他()

問6 あなたの世帯には、次の分類に該当する人が同居していますか。(いくつでも○)

1. 未就学児

2. 小学生

3. 中学生

4. 高校生

5. 70歳以上

6. いない

問7 あなたの住んでいる地区は次のどちらですか。(1つに○)

1. 高島小学校区

2. 中野小学校区

3. 中野東小学校区

4. 長柄小学校区

男女の平等に関する意識について

問8 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。(1つに○)

1. そう思う(賛成)

2. どちらかといえばそう思う(どちらかといえば賛成)

3. どちらかといえばそう思わない(どちらかといえば反対)

4. そう思わない(反対)

5. わからない

問9 あなたは、次の①～⑨の場面や分野で、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。(それぞれ1つに○)

	男性の方が優遇されている	男性の方がとくい遇えはれている	平等になっている	女性の方がとくい遇えはれている	女性の方が優遇されている	わからない
① 家庭生活(家事、育児、介護など)	1	2	3	4	5	6
② 職場	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
④ 町内会や自治会などの地域社会	1	2	3	4	5	6
⑤ 社会通念・習慣・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
⑥ 政治の場	1	2	3	4	5	6
⑦ 法律や制度	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体	1	2	3	4	5	6

66

新考案

結婚や家庭生活について

問10 次の①～⑨について、あなたの考えに近いものを選んでください。
(それぞれ1つに○)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
① 結婚はした方がよい	1	2	3	4	5
② 結婚する、しないは個人の自由である	1	2	3	4	5
③ 同性同士の結婚が社会的に認められるべきである	1	2	3	4	5
④ 法律に基づく結婚と同様に、事実婚も社会的に認められるべきである	1	2	3	4	5
⑤ 結婚しても夫婦別姓（別名字）を選択できるとよい	1	2	3	4	5
⑥ 結婚しても必ずしも子どもを持つことにこだわらなくてもよい	1	2	3	4	5
⑦ 結婚生活がうまくいかない時は、離婚してもよい	1	2	3	4	5
⑧ 子どもがいる場合は、離婚すべきでない	1	2	3	4	5
⑨ 離婚をすると、男性より女性の方が不利である	1	2	3	4	5

問11 あなたは、自分の子どもをどのように育てたいと思いますか（または、どのように育てましたか）。子どもがいない場合は、いると仮定して選んでください。（1つに○）

1. 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」というふうに

2. どちらかといえば「男の子は男らしく、女の子は女らしく」というふうに

3. どちらかといえば性別にとらわれずに個性を尊重して

4. 全く性別にとらわれずに個性を尊重して

5. わからない

問12 あなたは、家事などをどのように分担していますか（または、分担していませんか）。次の①～⑬について、あてはまるものを選んでください。配偶者がいない場合は、いるとしたら、どのようにしたいか考えて選んでください。
(それぞれ1つに○)

	主に妻	夫婦同じ程度	主に夫	夫と妻以外の家族	その他（決まっていないなど）
① 食事のしたく	1	2	3	4	5
② 食事のあとかたづけ、食器洗い	1	2	3	4	5
③ そうじ	1	2	3	4	5
④ 洗濯	1	2	3	4	5
⑤ ごみ出し	1	2	3	4	5
⑥ 子どものしつけや勉強	1	2	3	4	5
⑦ 乳幼児の世話	1	2	3	4	5
⑧ 親や身内の介護	1	2	3	4	5
⑨ 主な収入	1	2	3	4	5
⑩ 日常の家計の管理	1	2	3	4	5
⑪ 財産の管理	1	2	3	4	5
⑫ 自治会などの地域活動	1	2	3	4	5
⑬ PTA活動などの学校行事への参加	1	2	3	4	5

問13 - (1) あなたは、男性の育児休業の取得について、どのように思いますか。
(1つに○)

1. 積極的に取得した方がよい

2. 取得した方がよいと思うが、環境が整っていない

3. 取得しないほうがよい

4. わからない

5. その他（ ）

問13 - (2) あなたは、男性の介護休業の取得について、どのように思いますか。
(1つに○)

1. 積極的に取得した方がよい

2. 取得した方がよいと思うが、環境が整っていない

3. 取得しないほうがよい

4. わからない

5. その他（ ）

仕事や働き方について

問17 あなたは、女性が働くことについて、どのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。（1つに○）

1. 女性は仕事に就かないほうがよい
2. 結婚するまでは仕事を続けるほうがよい
3. 子どもができては仕事を続けるほうがよい
4. 子どもができては仕事を続けるほうがよい
5. 子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再就職するほうがよい
6. そもそも働き方を性別で分けて考えることに違和感がある
7. わからない
8. その他（ ）

問18 あなたは、女性が結婚・出産後も働き続けるためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の①～⑦のそれぞれについて、あなたの考えに近いものを選んでください。（それぞれ1つに○）

	とても重要	重要	あまり重要でない	まったく重要でない
① 家族の理解や協力（家事・育児などへの参加）	1	2	3	4
② 保育施設や学童保育など、子どもを預かってくれる施設の充実	1	2	3	4
③ 福祉施設やホームヘルパーなど、介護を必要とする人を預かってくれる制度（施設）の充実	1	2	3	4
④ 労働時間の短縮化、フレックスタイム制※の導入	1	2	3	4
⑤ 企業など事業所の理解（子どもの急病時の対応など）	1	2	3	4
⑥ 育児・介護休業などの休暇制度の充実	1	2	3	4
⑦ 昇進・昇給などの職場での男女平等の確保	1	2	3	4

※フレックスタイム制：1日の労働時間は一定とするが、出社・退社時間を自主的に決定し働く制度

問14 - (1) あなたは、実際に育児休業を取得しましたか。（1つに○）
「3.取得しなかった」を選んだ人は具体的な内容もご記入ください。

1. 取得した・現在取得中である
2. 取得したかったが取得できなかった
3. 取得しなかった → 具体的な内容を下の欄に記入
4. 育児をする必要がなかった

「3.取得しなかった」具体的な内容（ ）

問14 - (2) あなたは、実際に介護休業を取得しましたか。（1つに○）
「3.取得しなかった」を選んだ人は具体的な内容もご記入ください。

1. 取得した・現在取得中である
2. 取得したかったが取得できなかった
3. 取得しなかった → 具体的な内容を下の欄に記入
4. 介護をする必要がなかった

「3.取得しなかった」具体的な内容（ ）

問15 あなたは次の①～⑥の分野で男性の参画が数年前と比べて進んでいると思いますか。（それぞれ1つに○）

	進んでいると思う	進んでいるかと思う	進んでいないと思う	わからない	
① 家事（炊事・洗濯・そうじ）	1	2	3	4	5
② 育児	1	2	3	4	5
③ 介護・介助	1	2	3	4	5
④ 地域の行事	1	2	3	4	5
⑤ PTA活動などの学校行事	1	2	3	4	5

問16 あなたは、今後、男性が「家事」「育児」「介護」「地域活動」に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（いくつでも○）

1. 男性が参加することへの抵抗感を、男性自身がなくすること
2. 男性が参加することへの抵抗感を、女性がなくすること
3. 夫婦や家族間のコミュニケーションを今以上にすること
4. 年長者や周囲の人が、参加しようとする当事者の考えを尊重すること
5. 男性が参加することへの社会的評価を高めること
6. 仕事以外の時間を増やせるよう、労働環境を整えること
7. 男性自身の関心を高めるための啓発や情報を提供すること
8. 国や県、市町村などによる講座や研究で、男性の家事、育児、介護等の能力や技能を高めること
9. 男性が参加しやすくなるよう、仲間（ネットワーク）づくりを進めること
10. 男性が相談しやすい窓口を設けること
11. 特に必要だと思うことはない
12. その他（ ）

問19

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合いなど）」の優先度についてお聞きします。

（1）あなたの希望に最も近いものを選んでください。（1つに○）

1. 「仕事」を優先したい

2. 「家庭生活」を優先したい

3. 「地域・個人の生活」を優先したい

4. 「仕事」と「家庭生活」を優先したい

5. 「仕事」と「地域・個人の生活」を優先したい

6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先したい

7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の全てを優先したい

8. わからない

（2）それでは、あなたの現実（現状）に最も近いものを選んでください。（1つに○）

1. 「仕事」を優先している

2. 「家庭生活」を優先している

3. 「地域・個人の生活」を優先している

4. 「仕事」と「家庭生活」を優先している

5. 「仕事」と「地域・個人の生活」を優先している

6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している

7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の全てを優先している

8. わからない

問20

あなたは、日常生活の中で、次の①～⑤について、満足する時間が取れていますか。あてはまるものを選んでください。（それぞれ1つに○）

	十分取れている	ある程度取れている	あまり取れていない	ほとんど取れていない	わからない
① 仕事のための時間	1	2	3	4	5
② 家庭生活のための時間	1	2	3	4	5
③ 地域活動に参加する時間	1	2	3	4	5
④ 学習・趣味・スポーツなどのための時間	1	2	3	4	5
⑤ 休養のための時間	1	2	3	4	5

問21

現在、お勤め（パート、アルバイト、臨時雇用も含みます）している人、もしくは、お勤め経験のある人にお聞きします。あなたの職場では、次にあげるような男女間の不公平や未整備の制度がありますか。（いくつでも○）

1. 募集や採用で男女間に不公平がある

2. 賃金や昇給で男女間に不公平がある

3. 昇進や昇格で男女間に不公平がある

4. 研修や教育の機会で男女間に不公平がある

5. 女性に補助的な業務や雑務が多いなど、仕事の内容で男女間に不公平がある

6. 特に男女間の不公平はない

7. 女性結婚や出産を機に退職する慣習や雰囲気がある

8. 男性が育児・介護休業を取りにくい慣習や雰囲気がある

9. 育児・介護休業からの復帰後の処遇に不利益がある（配置転換、昇進の影響など）

10. 男性の育児・介護休業の制度がない

11. 各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント^{※1}や、マタニティ・ハラスメント^{※2}などの）防止規定や相談窓口が設置されていない

12. 長時間労働（残業・休日出勤）が多い

13. 年次有給休暇が取りづらい

14. わからない

15. その他（ ）

※1 セクシュアル・ハラスメント：自分の意に反して性的な行為を強要されたり、性的な言動により精神的ダメージを受けること

※2 マタニティ・ハラスメント：職場において、妊娠・出産・育児に関し、嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること

社会参加について

問22

あなたは、現在、次にあげるような活動に参加していますか。（いくつでも○）

1. 自然保護、環境美化、リサイクルなどの環境保全活動

2. 高齢者福祉、障害者福祉などの社会福祉活動

3. 健康づくり、医療介護などの保健医療活動

4. 消費生活に関する活動

5. PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動

6. 自治会、まちづくりなどの地域活動

7. セミナー、講座などを受講したりする生涯学習

8. 文化、スポーツ、趣味や教養などのグループ活動

9. 子どもの見守りや、パトロールなどの防犯活動

10. 国際交流・協力活動

→ 問23へ

11. 参加していない

12. その他（ ）

→ 問22-1へ ※回答後は問23へ

→ 問23へ

69

問22-1

問22で「11. 参加していない」と回答した人にお聞きします。
あなたが、活動に参加していないのはなぜですか。（いくつでもO）

1. 仕事忙しいから

2. 家事や育児・介護などが忙しいから

3. 経済的余裕がないから

4. 地域の団体や、グループ活動の情報提供が少ないから

5. 一緒に活動する仲間が少ないから

6. 家族の理解や協力がいないから

7. 近くに活動の場がないから

8. 参加したいと思う活動がないから

9. 関心がないから

10. その他（ ）

問23

あなたが、地域自治会やPTAなどの代表、または、職場の役職に選ばれる機会があるだろうか。（1つにO）

1. 積極的にやりたい

2. どうしてもと頼まれればやってもよい

3. 家族と相談してから決める

4. やりたくない

5. わからない

問24

地域自治会やPTAなどの代表や、職場の役職、議員や審議会委員など、方針決定の場
に、女性が参画すること（女性の割合）について、あなたはどのように思いますか。
（1つにO）

1. 男性を上回るほど増える方がよい

2. 男女半々になるくらいまで増える方がよい

3. 男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい

4. 今のままでよい

5. 今より少ない方がよい

6. わからない

7. その他（ ）

問25

地域自治会やPTAなどの代表や、職場の役職、議員や審議会委員など、方針決定の場
に女性の参画が増えていくためには、どのようなことが必要だと感じますか。
あなたが、特に重要だと思うものを選んでください。（1つにO）

1. 「役職などは男性がやるもの」という意識をなくすること

2. 男性団体の組織運営を改善すること

3. 女性の能力開発のための、研修などの機会を充実させること

4. 女性自身が、積極的に参画意識・意欲を持つこと

5. 家族からの支援や協力があること

6. 方針決定の重要な役割に、一定の割合で女性を登用する制度を充実すること

7. わからない

8. その他（ ）

ドメスティック・バイオレンス（DV）※について

問26

あなたは、これまでに夫や妻、恋人（パートナー）などから、次の①～⑥のような暴力を受けたことがありますか。婚姻届を出していない事実婚や、別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含みます。（それぞれ1つにO）

	何 度 も あ っ た	1 ・ 2 度 あ っ た	ま っ た く な い
① 殴られたり、蹴られたりするなど、身体に対する暴力を受けた	1	2	3
② 人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの、精神的な嫌がらせを受けた	1	2	3
③ あなたの家族や親しい人に、危害が加えられるのではないかと、恐怖を感じることがあった	1	2	3
④ 嫌がっているのに、性的な行為を強要された	1	2	3
⑤ あなたに自由になるお金を渡さないなど、経済的な暴力を受けた	1	2	3
⑥ 子どもの前で非難・罵倒するなど、子どもを利用した暴力を受けた	1	2	3
⑦ つきまとい、待ち伏せ、無言電話などのストーカー行為を受けた	1	2	3

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：
配偶者や恋人など親密な関係にある者からふられる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力、言葉や子どもを利用した暴力などのこと

問26-1

問26で「1（何度もあった）」または「2（1・2度あった）」に1つでもOをつけた人にお聞きします。
あなたは、自分が受けた暴力行為について、次の機関や人に相談したことがありますか。（いくつでもO）

1. 配偶者暴力相談センター（女性相談所、女性相談センターなど）

2. 町の相談窓口

3. 警察

4. 法務局・法テラス・人権擁護委員

5. 上記（1～4）以外の公的な機関

6. 医療関係者（医師・看護師など）

7. 民間の専門家や専門機関（弁護士（会）、カウンセラー、民間シェルターなど）

8. 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）

9. 勤務先の関係者

10. 家族や親戚

11. 友人や知人

12. 同じような経験をした人

13. どこ（だれ）にも相談しなかった

14. その他（ ）

70

問27 あなたは、DVに関する悩みなどの相談窓口で、どのような配慮をしてほしいと思いますか。(いくつでも○)

1. メールやLINEなどによる相談ができる

2. 電話による相談ができる

3. 通話料(相談料)が無料

4. 24時間相談ができる

5. 同性の相談員がいる

6. 匿名で相談ができる

7. 弁護士など、法的知識のある相談員がいる

8. 特にない

9. わからない

10. その他 ()

男女共同参画の視点での防災について

問28 男女共同参画の視点から、防災・災害復興活動に、どのようなことが必要であると思いますか。(いくつでも○)

1. 避難所の設備(男女別トイレ・更衣室・授乳室・防犯対策など)

2. 避難所運営の責任者に女性も配置され、被災者対応に男女双方の視点が入ること

3. 乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性(女性用品など)に対する備えやニーズの把握、物資などを支給する際の配慮

4. 災害時の救急医療体制(診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置)

5. 被災者に対する相談体制

6. 対策本部に女性も配置され、対策に男女双方の視点が入ること

7. 防災・復興計画策定の過程や、防災会議に男女がともに参画すること

8. 防災訓練や防災研修会への男女双方の積極的な参加の促進

9. 災害時ボランティア登録など多様な人材の確保

10. 地域の自主防災活動への男女双方の積極的な参加の促進

11. わからない

12. その他 ()

共生社会の推進について

共生社会とは、多様性(男女の性別の違いだけでなく、年齢、国籍、障がいや疾病の有無など)にかかわらず、すべての町民がひとりの違いを尊重し合い、多様な文化や価値観を受け入れ、互いに支え合う社会のことです。

問29 あなたは「多様性への理解」についてどのように考えていますか。(1つに○)

1. 重要だと思うので、率先して行動している

2. 重要だと思うが、特に意識していない

3. 重要だと思わない

4. わからない

問30 「共生社会」は、すべての町民の皆さまが主体となります。あなたが取り組みたいと思うものはありますか。(いくつでも○)

1. 地域活動への参加・地域住民との交流

2. NPOやボランティア団体などの活動への参加

3. 町に提言などを行う会議等への参加

4. 共生社会づくりに関する活動の企画・立ち上げ

5. 研修会・勉強会への参加

6. 研修会・勉強会などを主催する

7. 困難を抱えている人の相談・支援

8. その他の活動

9. 今は参加・協力ができないが、将来的には参加・協力を検討していきたい

10. 興味、関心がない

11. その他 ()

男女共同参画に関する取組について

問31 あなたは、今後どのような分野で、女性の登用を進める必要があると思いますか。(いくつでも○)

1. 県・市町村の首長

2. 国会・県議会・市町村議会などの議員

3. 国の省庁、県庁、市町村の役所などの管理職

4. 弁護士、医師などの専門職

5. 大学、研究所などの教授・研究者

6. 国連などの国際機関の管理職

7. 企業の管理職

8. 企業家・経営者

9. 労働組合の幹部

10. 農業団体などの役職

11. 自治会、PTAなどの役員

12. わからない

13. その他 ()

問32 町では、男女共同参画推進計画策定に向け、さまざまな取組を進めています。今後、男女共同参画社会の実現をさらに進めるために、町として以下の取組がどのくらい重要であると考えますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（それぞれ1つに○）

	とても重要	重要	あまり重要でない	まったく重要でない
1. 男女共同参画の意識づくり				
① 男女共同参画の意識づくりのために、広報・啓発の推進を図る	1	2	3	4
② 男女共同参画の意識づくりのために、学校教育や企業等における男女平等に関する保育・教育・学習・研修の推進を図る	1	2	3	4
③ 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実を図る	1	2	3	4
④ LGB T Q（性的少数者）等への理解促進など、人権を尊重する意識の啓発を行う	1	2	3	4
2. 男女がともに働きやすい環境づくり				
⑤ 国や県等の相談機関の周知など、労働環境に関する支援を行う	1	2	3	4
⑥ ワーク・ライフ・バランス※の環境整備を行う	1	2	3	4
⑦ 子育て支援センター、保育所などの子育て支援の充実を図る	1	2	3	4
3. 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり				
⑧ 働く女性の母性の保護や健康増進に資する知識の普及に努める	1	2	3	4
⑨ 介護予防の促進や自立生活の支援、学習機会の充実など、高齢者福祉の充実と社会参加の促進に努める	1	2	3	4
⑩ 障害福祉サービスの提供体制を整備し、障がいのある人の地域での自立生活を支える支援制度の充実を図る	1	2	3	4
⑪ D Vやセクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図る	1	2	3	4
⑫ 生活習慣病予防やこころの健康に関する知識の普及に努める	1	2	3	4
4. 男女共同参画社会への環境づくり				
⑬ 男女がともに参加し活躍できるよう、地域活動の条件整備に努める	1	2	3	4
⑭ 女性が委員会などの委員や管理職を目指すような環境の整備に努める	1	2	3	4
⑮ 仕事と育児・介護の両立を支援するために、保育体制の強化や介護サービスの充実を図る	1	2	3	4
⑯ 防災計画・防災体制づくりに女性の視点を取り入れ、女性のニーズへの対応を図る	1	2	3	4

※ワーク・ライフ・バランス：仕事や家庭、地域を含め、仕事と生活のどちらも充実した生き方

問33 あなたは、学校教育（小・中学校）のなかで男女平等を進めるための取組として、今後、特に何に力を入れる必要があると思いますか。（いくつでも○）

1. 児童・生徒に向けた男女共同参画についての副読本・パンフレットなどを作成し、授業などでの活用を図る
2. 男女平等の意識を育てる授業を行う
3. 生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する
4. 性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教材を作成し、配布・活用を図る
5. 性暴力やセクシュアル・ハラスメントについて相談できる環境を整備する
6. 女性の校長や教頭を増やす
7. LGB T Qなど、性的マイノリティに関する教育を行う
8. 教員に対して、男女共同参画意識向上のための研修を行う
9. D VやデートD Vのような親しい間柄での暴力を防止するための計画を策定する
10. わからない
11. その他（ ）

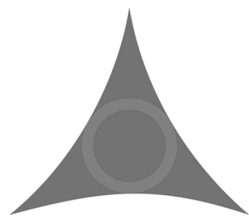
問34 あなたは、次の男女共同参画に関する言葉や施策のなかで、このアンケートが届く前から、見たり聞いたりしていたものがありますか。（いくつでも○）

1. 男女共同参画社会
2. ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）
3. LGB T QやLGB T Q +（一般的に、性的少数者を指す言葉）
4. 配偶者などからの暴力（D V）
5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）
6. ポジティブ・アクション（積極的改善措置）
7. リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
8. アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）
9. ダイバーシティ（多様性）
10. SOGI（性的指向、性自認）
11. 女子差別撤廃条約
12. 男女共同参画社会基本法
13. 男女雇用機会均等法
14. 女性活躍推進法
15. D V防止法
16. ストーカー規制法
17. 育児介護休業法
18. 群馬県男女共同参画基本計画
19. 見たり聞いたりしたものはない

最後に、家庭や職場、地域社会などにおいて、男女平等や男女共同参画について感じることや、男女共同参画社会づくりを進める上で町に対して提言などがありましたら、下記にご記入ください。



ご協力ありがとうございます。1月31日（水）までにポストにご投函ください。
同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、1月31日（水）までにポストにご投函ください。



邑楽町男女共同参画推進計画

令和7年3月

発 行：群馬県邑楽町

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1

T E L：0276-88-5511（代表）

F A X：0276-88-3247（代表）

H P：<https://www.town.ora.gunma.jp>
